

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 調査係長 | 調査係 |
| | | | | | |

| 建設常任委員会会議録 | | | |
|--|-------------------------------------|-----|-------------|
| 日 時 | 平成 23 年 9 月 21 日 (水) | 開 議 | 午後 1 時 00 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 02 分 |
| 場 所 | 第 3 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 高橋委員長、新谷副委員長、 安齋・松田・鈴木・山口・山田 各委員 | | |
| 説明員 | 建設部長、水道局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成 23 年度除雪計画について」

○(建設)雪対策課長

平成 23 年度の除雪計画について、資料に基づき説明させていただきます。

1 の地域総合除雪であります。まず体制につきましては、昨年度と同様、6 地域体制で除雪業務を実施したいと考えております。次に、車道除雪延長につきましては、第 1 種、第 2 種、第 3 種路線を合わせて 513 キロメートル、歩道除雪につきましては、昨年度より 1 キロメートル増えまして 111 キロメートルとなっております。また、排雪延長につきましては、第 1 種、第 2 種、第 3 種路線を合わせて、228 キロメートルとなっております。

2 の路面対策につきましては、スリップ防止材散布延長として 56 キロメートル、砂箱設置箇所は昨年度より 8 か所増設し 633 か所、またロードヒーティングの設置箇所数につきましては 231 か所となっております。

3 の置き雪対策についてであります。19 年度から 22 年度までの 4 か年において試行しております。試行の実績につきましては、19 年度は 76 世帯、20 年度は 28 世帯、21 年度は 52 世帯、22 年度は 129 世帯でございました。23 年度につきましては、福祉部との連携をより強化し、22 年度と 23 年度の福祉除雪登録世帯を基本に、昨年度は市道の第 1 種・第 2 種路線のみを対象としておりましたが、今年度は新たに第 3 種路線も加え、これら対象路線に面している約 200 世帯に対して、昨年度の人力作業と機械作業での対応を今年度はより細かく丁寧に行うため、人力作業で試行を引き続き実施したいと考えております。

○委員長

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○(建設)阿部主幹

一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について報告いたします。

資料をごらんください。

位置図の中ほどになりますが、忍路防災は、平成 19 年度に忍路覆道付近で発生した土砂崩れにより国道 5 号が一時的通行止めになった事態を受け、翌 20 年度に事業採択された北海道開発局による国道 5 号の防災対策事業で、土砂崩れなどの危険箇所の解消を図り、道路の安全な通行を確保するため、海岸沿いを走る現国道の山側にトンネル区間を含む延長約 2.6 キロメートルの新国道を築造するものです。

資料左下に示しますように 20 年度以降、開発局による測量、調査、設計等と並行して、段階的に関係町会や土地所有者に対する説明会を開催しておりまして、22 年度に新国道ルート案、新市道の概略ルート案に理解を得られたところです。ここまでは、昨年(21)年度の第 3 回定例会までに本委員会で報告させていただきましたので、本日は、その後の進捗状況について報告いたします。

市では、御理解をいただいた概略ルート案を基に、昨年度から新市道の整備内容について、北海道開発局小樽開発建設部と協議を進めてまいりましたが、一定の整理がついたことから、本年 6 月から 8 月にかけて関係町会の皆さんに対する説明会を開催いたしました。その中で、市から忍路地区の新市道のルートや整備案等について説明しておりますが、概要は次のとおりです。

資料の位置図左側をごらんください。

現在、忍路市街と現国道との往来は、黄色く塗った海岸沿いの市道を主に利用していますが、本事業完了後は、

現国道の廃道によりこの市道が行きどまりとなるため、新しくつくられる赤く塗った市道が忍路市街と新国道を結ぶメインの道路となります。この新市道は、既存の住宅を回避したルートとしており、延長は約 570 メートル、車道は 2 車線で幅員が 7.5 メートル、その山側に幅 2.5 メートルの歩道がついて合計幅員が 10 メートルの道路となります。道路勾配も全体を通してほぼ 1 パーセントから 5 パーセントとし、高齢者の歩行にも配慮したものとしています。

また、その他の市道は、青色で示すとおりとなり、現道幅員の確保を基本に、新国道や新市道等につけかえられます。

忍路町会の説明会では、実際に現地を歩きながら新市道のルートや交差点の位置等を説明し、皆さんに市道の整備内容について御理解をいただいたところです。

次に、今後の予定について説明いたします。

地元の理解を得られましたので、新市道につきましては、今後、用地測量を行い、来年度以降の用地買収交渉に備えるほか、新国道につきましては、本格的に用地買収の交渉を進めていく予定と聞いているところです。用地買収が終わりますと、関係町会への工事説明会を経て、本格的に工事に着手することになりますが、小樽開発建設部からは、関係権利者が多いため用地買収には時間を要する見込みであると聞いているところです。

市といたしましては、引き続き小樽開発建設部との道路管理者間協議等を通じ、事業進捗に協力してまいりたいと考えているところです。

最後に、関連事業の採択について報告いたします。

資料右下の位置図をごらんください。

今年度、忍路防災の事業区間に続く国道 5 号の桃内から塩谷を結ぶ笠岩トンネルから塩谷トンネル間につきましても、一般国道塩谷防災として開発局の新規事業に採択されました。これは、塩谷トンネル内の急カーブ区間の解消を図るとともに、海岸付近の災害のおそれのある箇所を回避し、安全な通行の確保を目的とした忍路防災と同様の国道 5 号の防災対策事業です。小樽開発建設部によりますと、9 月上旬までに計画説明会が終了し、今後、実測線測量や道路の詳細設計等を進める予定と聞いております。

○委員長

「平成 22 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業決算の概要について」

○（水道）総務課長

本年 9 月 9 日開催の石狩西部広域水道企業団議会定例会において、平成 22 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算が認定されましたので、配布した資料に基づき、決算の概要を説明いたします。

平成 22 年度は、創設事業の 19 年次目として、当別ダム建設費の負担並びに第 1 期浄水処理施設新設工事及び送水管 2,141.8 メートルの布設を行ったほか、第 1 期浄水処理施設機械・電気設備工事等に着手しました。

22 年度の予算の執行と建設改良事業の概況については、次のとおりであります。

初めに、「予算の執行」、資金的収入及び支出ですが、収入は予算額 77 億 3,889 万 9,000 円に対し、決算額は 75 億 6,258 万 6,879 円で、予算額に比べ 1 億 7,631 万 2,121 円減収し、執行率は 97.7 パーセントとなりました。収入の減は、支出において建設改良費が減になったのに伴い、その財源である企業債、補助金などの収入が減ったためであります。

一方、支出は、予算額 80 億 5,003 万 4,729 円に対し、決算額は 73 億 8,418 万 1,124 円で、執行率は 91.7 パーセントとなり、未執行額のうち 6 億 5,015 万 3,536 円を継続費として翌年度に繰り越したため、不用額は 1,570 万 69 円となりました。支出の減は、主に建設改良費において、工事の入札差金が生じたことや、ダム負担金が減ったためであります。

次に、「建設改良事業の概況」ですが、建設改良費の総額、決算額は 71 億 690 万 4,943 円で、主な内訳としては、

創設事業費、これは施設の整備費ですが、40 億 2,021 万 1,861 円、ダム負担金、これはダム本体を建設している北海道に対し企業団が負担するものですが、27 億 9,465 万 6,000 円、支払利息、これは企業債利息が主ですが、2 億 8,844 万 4,750 円となっております。

なお、主な施設の整備状況は、次のとおりです。

初めに、浄水施設ですが、第 1 期浄水処理施設については、21 年度に工事に着手しており、24 年度に竣工する予定となっております。また、第 1 期浄水処理施設機械設備及び電気設備については、本年度に工事に着手し、24 年度に竣工する予定となっております。

次に、導水・送水施設ですが、導水管は計画延長 1,070 メートルに対し、22 年度末の延長は前年度と変わらず 588.7 メートルで、進捗率は 55.0 パーセントとなっております。また、送水管は、計画延長 5 万 3,600 メートルに対し、22 年度末の延長は、前年度より 2,141.8 メートル増加の 4 万 2,772.6 メートルで、進捗率は 79.8 パーセントとなりました。

○委員長

「奥沢ダムの状況について」

○（水道）整備推進課長

奥沢ダムの廃止につきましては、既に説明させていただいておりますので、その後の奥沢ダムの状況について報告いたします。

最初に、降雨対策であります。ダム堤体内に陥没箇所があることから、ダム貯水池内の水位の上昇を抑制しております。降雨によりダムにたまった水は、排水用ポンプによる強制排水と取水塔から非常放流を行っており、さらに奥沢ダムに直接流入する二股沢川の河川水の一部をダム下流へ流す措置を今週中に行う予定であります。

なお、降雨によりダムにたまった水を強制排水するため、小樽市では 8 インチの排水用ポンプを 9 台設置しているところでありますが、小樽市だけでの対応が難しいと判断し、北海道開発局や北海道へ支援を要請し、既に開発局からは、自走式排水ポンプ車を 8 台、北海道からは 8 インチの排水用ポンプを 15 台の設置について支援をいただいております。このことにより、昨年 8 月 7 日の大雨のように時間 30 ミリメートル毎時以上の降雨量となっても、ダム貯水池内の水位は堤体の陥没箇所まで上昇しないものと見込んでおります。今後とも、できる限りダム貯水池内の水位上昇を抑制してまいります。

次に、ダム堤体の変位観測についてであります。堤体上流面には拡散レーザー変位計を設置し、取水塔の固定点からの距離を常時観測し、異常があればパトロールランプが点灯する仕組みとなっており、天神浄水場の操作室からテレビカメラでの監視を行っております。また、ダム堤体の上部・下流面には傾斜監視装置を設置し、地盤に異常な動きがないかを計測しております。陥没箇所につきましては、陥没している周辺の地盤に 3 点の測量ぐいを設置し、毎日、地盤の高さと固定ぐいからの距離を測量しております。さらに、堤体全体の動きを把握するための測量を通常 3 か月に 1 回のところを 1 か月に 1 回行うとともに、降雨があった場合には、その都度測定することとしております。今まで観測しているデータに異常な数値はありませんでした。そのほか、ダム堤体からの漏水量や濁度の測定、流出土砂の有無と量の確認を行っており、降雨により貯水池内の水位が上昇する場合には観測頻度を上げ、状況把握に努めております。

次に、万が一の場合に備え、ダム下流の勝納川流域の皆様には、異常な豪雨が予想される場合などには、必要に応じ情報を提供してまいりたいと考えております。

9 月 7 日から 8 日にかけて勝納川流域の天神・奥沢地区と南小樽地区の 12 町会の町会長に奥沢ダムの現状について説明させていただき、回覧板で各町会の皆様への周知をお願いしたところでもあります。

昨日 9 月 20 日には、天神・奥沢地区と南小樽地区の町会役員を対象に、奥沢ダムの現状を視察していただき、現地の状況を確認いただいたところでもあります。また、勝納川流域にある避難困難者入居施設に対しましても、奥沢

ダム状況を説明し、万が一の場合の御協力をお願いしたところであります。

次に、融雪水対策についてであります。融雪期の二股沢川からの河川水は、水量が多く継続して流入し、排水用ポンプによる排水では対応できないため、12月からの渇水期に奥沢ダム堤体を掘削し、勝納川へ直接流す工事を実施する予定であります。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎平成 23 年度除雪計画について

報告を聞いて、順番に質問いたします。

平成 23 年度の除雪及び排雪の計画についてですが、置き雪対策など昨年よりも前進したと思っております。とりわけ置き雪対策なのですが、第 2 種路線から第 3 種路線に拡大して世帯数も増えたということです。福祉除雪の登録世帯を対象としており、この登録は 488 世帯になっていますが、あとの 288 世帯に対しては何か対策はとれないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

残りの 288 世帯に関しましては、現在除雪している市道路線の対象外、あるいは対象であっても、以前にも説明いたしました、急勾配で入れないとか、除雪が入れない区間又は国道、道道、私道に面しているという方々が対象になりますので、今後、福祉部とも協議いたしたいと思っております。福祉除雪の関連もありますので、福祉部のほうから開発建設部に協力要請するとか、それらも含めて福祉部とも協議したいと思っております。

○新谷委員

ぜひそういうふうに進めていただきたいと思っております。

今年度は、細かく丁寧にするために全部人力で行うという報告がありましたけれども、昨年度の試行では機械でやった部分もあります。そこで何が問題だったのか、もう少し詳しく説明してください。

○（建設）雪対策課長

細かく丁寧にということですが、機械で横の雪山に張りつけるときに、サイドに雪がこぼれたりということがあり、それを再度機械でとるとするのは、ちょっと大変な部分もありますので、その部分を解消するためといえますか、今年度につきましては、人力による作業効率を検証するとともに、それらもどういう状況かを検証していきたいと考えております。

○新谷委員

これは、今年度も試行という形なのですが、置き雪対策は人力でやってもらいたいと私たちも要望していたので、これはよかったと思っております。

それで、この人力なのですが、どういう形で行うのか、地域総合除雪を委託している会社に任せるのか、それとも市がどこかに委託して行うのか、その辺については、どうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

業者につきましては、昨年度と同様に労働 3 団体に指名入札で発注したいと考えております。

○新谷委員

全部で何人ぐらいなのか。

○（建設）雪対策課長

2人1組で12組ほどと考えております。

○新谷委員

次に、通学路の歩道除雪なのですが、毎回言っていることなのですけれども、学校の周りの歩道はきれいに排雪されるのですけれども、通行量が多い広い道路、第2種路線だとかそういうところの学校へ行く道の歩道の確保があまりされていないという問題がありますので、その辺も地域の実態を聞いて、通学路の歩道の確保をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度は特に雪も多かったのですがそういう状態もあったかもしれませんが、今年度につきましては、歩行者空間の確保ということでパトロールを強化していきたいと考えています。

○新谷委員

よろしくお願ひします。

それから、昨年度、国道の排雪回数が少なかったのが、道路わきに大変高い雪山ができて、見通しが悪く、危険でした。それで、苦情がたくさんあったのですけれども、今年度の除雪体制連絡会議では、国道、道道の排雪については、昨年並みなのか、あるいは苦情が多かったために今年度はまた前に戻すような、そういう話はなかったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

8月1日に除雪体制連絡会議を開きまして、国、北海道、小樽市と三者で会議をした中では、皆さん一つの基準に基づいて行うということなので、昨年度と同等ですけれども、地域の状況を見ながら、速やかに対処していくという回答をいただいております。また、この会議は年に二、三回ありますので、その都度市も要請していくとともに、最後は三者連携を強化しようということになっております。

○新谷委員

年に3回開かれるということですが、今度はいつなのですか。

○（建設）雪対策課長

今度は1月ころを予定しております。その前に12月にも除雪計画の説明会等もありますので、そのときも話す機会はあります。

○新谷委員

市民からたくさん苦情が寄せられると思います。国道ですから道路管理者は市ではありませんけれども、速やかに対処するということですので、そういうふうになれるだろうと期待しております。

それから、歩道の除雪に関連してなのですが、銭函の市道谷地線に歩道が設置されて、大変立派な道になりました。そのせいか車がスピードを上げて通って、ちょうど市道御膳水仲通線との接道する部分で急に狭くなる場所があるのですが、私もそこでちょっと怖い思いをしましたけれども、そこで前に事故があって亡くなった方もいるのです。そういうわけで、これは建設部だけではないとは思いますが、カーブミラーをつけるとか、やはり何か安全対策をしていただきたいと思います。いかがですか。

○（建設）建設事業課長

市道谷地線につきましては、平成21年度、22年度、23年度の3か年で歩道の造成、車道の整備を行ったところでございます。委員から御指摘がありました市道御膳水仲通線に曲がる、細い道路の曲がり角でございますけれども、今、情報をいただきましたので、私どもで再度現場を確認いたしまして、カーブミラーがいいのか、徐行の標識がいいのか、その辺の安全対策について検討して行っていきたいと考えております。

○新谷委員

よろしくお願ひいたします。

◎一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について

それでは次に、忍路防災事業の進捗状況等について伺います。

最初に聞いておけばよかったのですが、資料のこの青い線は何線なのですか。市道ですか。

○（建設）阿部主幹

青い道路につきましては、事業完了後の市道で、黄色い道路と赤い道路も市道なのですが、そのほかの市道となつてございます。

○新谷委員

この赤色のところを直すということですよ。

○（建設）阿部主幹

新市道の説明で、先ほど幅員 10 メートルと説明したのは赤色のところでございます。そのほかに青く塗ったところで、ちょっと下に黒く太くなっていますが、こういうところが新しい市道あるいは新しい国道との取付けのために取付工事を行うという箇所になってございます。

○新谷委員

わかりました。それで、今、新国道の用地買収を行っているということですが、いつ事業にかかり、いつまで完成の予定でしょうか。

○（建設）阿部主幹

工事の着手につきましては、用地買収の終了後ということになってございまして、関係権利者が多いため、開発局からは、少し時間を要する見込みということで、工事の着手についてはまだ確定してございません。

また、完成につきましては、工事着手後 6 年から 7 年かかる見込みと聞いております。

○新谷委員

結構時間がかかるものですね。

それから、新市道建設なのですが、新国道と並行して行うのか、また建設費の概算と市の負担はあるのかどうかについて伺います。

○（建設）阿部主幹

新市道の事業費でございますが、新市道ルートや整備内容につきましては、本年 8 月に住民の理解を得たばかりでございまして、現段階では市道に関する事業費は未定でございまして、

それと、新市道と新国道の工事につきましては、現在、開発局のほうに国道以外の新市道につきましても施工をお願いしているところでございまして、新市道、新国道ともに並行して工事が進められるというような見込みでございまして、

○新谷委員

予算についても市の負担がないように、よろしくお願ひしたいと思います。

◎当別ダム建設費の小樽市負担分について

次に石狩西部広域水道企業団の報告に関連して伺います。

当別ダムが大分進んできているようですが、これに関連して当別ダム建設費に対する小樽市の負担額は幾らでしょうか。

○（水道）総務課長

小樽市が企業団に対して負担した総額でございますけれども、平成 4 年度から負担してございまして、4 年度から 22 年度までの累計額で申しますと 5 億 5,345 万 8,000 円でございます。それで、23 年度につきましては、予算額で

すけれども 9,138 万 4,000 円となっていて、24 年度の額につきましては、企業団の予算が決まらないとわからないものですから、現時点ではその額はわかりません。

あと、参考までに、15 年度までに小樽市の負担した分につきましては、財源としましては、北海道の補助金が 100 パーセント交付されており、実質的には小樽市の負担はありません。16 年度以降、道の補助金が 3 分の 2 というふうになりましたので、16 年度以降は、3 分の 1 を小樽市が負担していることとなります。

○新谷委員

当別ダムが平成 25 年 4 月に供用開始になるまで、簡易水道で対応しておりますけれども、この簡易水道事業の起債の償還について、総額が幾らで、いつまでその元利償還が続くのかについて教えてください。

○（水道）総務課長

簡易水道事業の起債の償還でございますが、起債は平成元年度から 8 年度まで借り入れたものでありまして、その償還は最終年度が 38 年度となっております。元金は総額 12 億 3,290 万円、利息につきましては、総額で 10 億 7,322 万円となっております。これは千円単位で答弁いたしました。

○新谷委員

この簡易水道の件では、以前、建設常任委員だったときにも質問させていただきましたけれども、石狩開発株式会社倒産する前までは市の資金不足分を石狩開発が支払っておりました。その後破綻したために、今聞いた平成 15 年から何とか小樽市の負担にならないように、道に全額持ってもらうべきではないかというような質問もしたのですけれども、3 分の 1 は小樽市の負担となってしまっております。その負担額の総額は幾らなのでしょう。

○（水道）総務課長

小樽市の負担ということで、一般会計の繰入金ということになります。それで、石狩開発が民事再生になってから、その後なのですけれども、平成 22 年度までで千円単位で、4 億 52 万 2,000 円という額になっております。

○新谷委員

結構負担してきているわけですね。道が責任を持ってこの分を持ってほしいという要望は、今、伝えているのか、それともそのままになっているのか、その点はいかがですか。

○（水道）水道局長

道と小樽市との交渉の窓口というのは企画政策室でやっております、当時私もそこにいたことがありまして、その当時 3 分の 2 と 3 分の 1 ということで、ぎりぎりの時点でそういう決着になったということでございます。そういう政策的な部分でいえば、現在も企画政策室のほうで窓口になっているということでございます。

○新谷委員

企画政策室ではどのように言っているのか、水道局ではわからないということですか。

○（水道）水道局長

定期的といいますか、節目、節目で全体の打合せはしておりますけれども、現時点で企画政策室が道とどういようなことになっているか、詳細については我々のほうには情報が入っていないということでございます。

○新谷委員

それであれば、今度は企画政策室のほうにお願いしなければなりません。それで、この問題では、数字的なことをお聞きしました。

◎奥沢ダムについて

次に、報告のあった奥沢ダムについてですが、まず奥沢ダムは平成 20 年度の土木学会推奨土木遺産に認定されております。寒冷地での工事や階段式溢流路が大変高く評価されたということなのですが、この階段式溢流路の維持・管理というのは時々必要なものなのですか。

○（水道）整備推進課長

階段式溢流路の維持・管理についての御質問でございますけれども、平成 20 年度までに護岸の改修を行っております。今後、その維持・管理といいますと、護岸が壊れた場合に補修をするとか、溢流路内も護岸形式になっておりますので、その護岸が何らかの事象で崩れたり壊れた場合については、補修という形での維持・管理が必要になってくると思います。

○新谷委員

この奥沢ダムを大変残念なことに今度のような事態になって廃止をしたいということでお話がありまして、いろいろと土木学会にもお伝えしたということですが、土木学会では、そういう遺産に対して何とか残すような維持の検討というのも目的にあると思うのですが、その辺についての提言というのはなかったのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

土木学会に対しましては、今回の奥沢ダムの状況について、既に報告をさせていただいております。来週、土木学会から小樽市のほうにどういう状況なのかヒアリングといいますか、状況を聞きたいということで伺っております。具体的なことについては、まだ何もない状況であります。

○新谷委員

そういうふうになりますと、どうなるかはわかりませんが、存続というか、そういうふうな提言も考えられるのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

まだ具体的に話をさせていただいておりませんので、来週、土木学会の方がお見えになったときに、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○新谷委員

それから次に、今、二股沢川からダムに入らないように右岸に仮設の水路をつくっているということですが、来週後半に完成するという報告がありましたけれども、この費用と、それから本格的にやる場合の費用というのは、どれぐらいかかるものなのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

まず、奥沢ダムに直接流入している二股沢川の河川水の一部を奥沢ダムの下流に流す工事を、今、仮設で行っております。この工事につきましては、今週中に完成する見込みでございます。この費用につきましては、1,300 万円ほどを見込んでいます。ただ、変更もございますので、今後、額については変動するものと思っております。

続いて、渇水期に行う本格的な二股沢川の工事については、今、詳細を設計しているところでございますので、事業費についてはまだ出ておりません。

○新谷委員

それから、渇水期のうちにダム堤体を V 字に切るということですが、以前の説明では北海道との協議を進めるといっていますが、これに関して何か北海道からアドバイスや意見はあるのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

奥沢ダム堤体を V 字カットする工事につきましては、北海道と協議を進めながら行っております。工法についても、現在、北海道と協議中でありまして、その結果を踏まえて設計を進めていくことになると思います。北海道からは、V 字カットすることについては御了解をいただいているという状況でございます。

○新谷委員

それから、この V 字カットの設計工事は、どのように進めるのですか、やはり入札とかそういう方法ですか。

○（水道）整備推進課長

この渇水期に向けて行う奥沢ダムの V 字カットの工事でございますけれども、これにつきましては入札で行いま

す。

○新谷委員

予算は、どのぐらいを見えていますか。

○（水道）整備推進課長

予算につきましては、現在、北海道と協議をしながら設計を進めているところでございまして、事業費については、確定していないといえますか、まだ出ていないような状況でございます。

○新谷委員

渇水期ですから 12 月ごろには予算を提案しないとならないと思うのですが、その予算というのは、いつごろまではっきり出せるのですか。

○（水道）整備推進課長

12 月の渇水期から工事を行う予定でございますので、逆算すると 10 月中には予算も確定させなければならないと考えております。

○水道局長

今の工事の発注に向けて、予算額の議案ということでの御質問かと思っておりますけれども、7 月から水位を下げて、8 月にこういう状況になったということで、当然大きな工事を発注しなければならないことが予想されましたので、いったん平成 23 年度に考えておりました配水管工事と改良工事がございますけれども、その部分で来年度に繰り延べても支障がない工事について、一度、その部分を保留いたしまして、現在、細かくはまだ承知していませんけれども、1 億数千万円ぐらいは、今、発注予算としてはストップしておりますので、その金額内にこの工事がおさまれば特に補正はございません。ただ、これを出るとということになると、どういう措置で、また議会の御承認を得るかは別としまして何らかの措置を講じて発注していかなければならないと、こういうふうに思っております。

○新谷委員

わかりました。

それから、万が一というか、今度も明日、あさって、大きな台風で相当な雨が予想されています。大したことがないように祈るだけですが、勝納川流域住民に避難などの説明をされたということですが、今回も大変な雨量が予想されていますので、安全なようにお願いしたいと思います。

それから、最後に、本会議の一般質問で北野議員の、今回の工事が終わった後、その次に防水シートなどを使って、何とか維持できるようにできないかという質問に対して、検討してみますということだったので、それは、可能なことなのでしょうか。

○水道局長

これまで、今のダムの状況と、ダムの設計基準とのなかなかな合わない部分を説明していると思えますし、V 字カットについては、皆さん、もうやらざるを得ないということは御理解いただいているのではないかと考えております。それを行った後に、再度その貯水池としてのダム堤体を構築するということには、相当のお金もかかるということも説明していると思えます。

したがって、その完全遮水型のシートで覆うことによって水を外に漏らさないという考え方は、確かに考えとしてはあると思えます。では、実際に、それを実現するためにどれぐらいのお金がかかるのかというのは、またいろいろと検討しなければならないことになると思いますし、また、その遮水の範囲だとか、全く今と同じようにするのか、ずっと土を盛り上げて、今の満水位のところのほんのわずかな部分のところで行うのか、いろいろこれはやり方としてはあろうかということで、あとき今後の検討とさせていただきますということで私のほうから答弁申し上げましたけれども、それはやはり貯水池内の景観というものを今後どういうふうにするのがいいのかというのは、やはりいろいろな市民議論の中で安全を確保した後に議論をして、その方向性を見いだしていくというの

が一番いい方法でないかというふうに考えておりました、そういう意味で答えたつもりでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○新谷委員

わかりました。不可能なことではないということですが、今後の問題として検討していただきたいと思っております。

私たちも見に行ったときに、浄水センター所長から、ダム の 堤 体 を V 字 カ ッ ト す れ ば 、 生 態 系 へ の 影 響 も 考 え ら れ る と い う お 話 も 伺 い ま し た が 、 水 を 全 部 空 に す る こ と で は な い と 思 う の で す が 、 ど れ ぐ ら い の 水 位 に し て お く の で し ょ う か 。

○（水道）整備推進課長

仮設で奥沢ダム の 堤 体 を V 字 カ ッ ト さ せ て い た だ き ま す け れ ど も 、 水 深 と し て は 1 メ ー ト ル か ら 2 メ ー ト ル の 水 深 に な ろ う か と 思 い ま す 。

○新谷委員

わかりました。貴重な土木遺産なので、何とか最終的に残せるように検討していただきたいと思っております。

◎台風 13 号の被害状況について

次の質問に移りたいと思っております。

台風 13 号の影響なのですが、昨日の予算特別委員会でも市内の被害について報告がありました。それで、50 件という箇所であちこちからいろいろな要望があったと思うのですが、被害総額がどれぐらいになるのか、また、重点的に今後改修しなければならないというところは何か所ぐらいになるのか、まずお聞きしたいと思っております。

○（建設）建設事業課長

台風 13 号での被害又はその改修計画等についてでございますけれども、9 月 5 日から 6 日にかけて、台風 12 号から変わった温帯低気圧と台風 13 号の間に入ったことで、集中豪雨があって被害が発生した状況になってございます。防災担当からは 50 件程度ということで被害の報告が出されている状況の中ですけれども、私ども被害の状況の把握でございますけれども、がけ崩れ等があったという状況の中で、今、取りまとめている最中なものですから、復旧費用だとか、対応した費用については精査中でございますので、総額では今申し上げることはできません。

また、復旧についてでございますけれども、その中で災害復旧であれば改良等できないものですから、その復旧に当たって、溢水対策について、どのような費用でどのようなことをすればできるのかということについては、今後の調査の中でやっていきたいという考えを持っていますし、また昨年 の 8 月 に 2 度 の 集 中 豪 雨 が ご ざ い ま し て 、 そ の 中 で も 本 年 度 ゼ ロ 市 債 分 及 び 通 常 分 の 臨 時 市 道 整 備 事 業 で も 溢 水 対 策 を や っ て い る 部 分 が ご ざ い ま す 。 そ う い う 状 況 の 中 で 、 今 回 も 含 め ま し て 、 今 後 ど う い う 対 策 が と れ る の か 、 状 況 を 踏 ま え た 中 で 、 今 後 、 随 時 や っ て い き たいと考えております。

○新谷委員

本当にたくさんところで水があふれて大変な状況でした。個別な問題はあまりしたくないのですが、どうしても時間がかかっていて解決しない問題がありますので、言っておかなければならないと思っております。朝里 1 丁目 1 番のがけ地ですね、そこに階段が設置されているのですが、のり面から水があふれ出ておりました。それからまた別なところで、のり面から水が出て、個人の畑の中に入っていくということとか、それから、そこには市の下水管があ階段の中に設置されております。そういう複雑な中で、常に水があふれてきて住民が困っているのですが、責任の所在がはっきりしない。のり面は北海道だというし、階段は自分の責任ではないというし、どうしたらいいのだろうか、もうだれに言ってもだめなのではないかと住民のほうはあきらめムードでいるのですが、ほうっておけない問題です。ここは、やはり防災の面からいいますと、避難路にもなる場所なので、もうきちんと整備していただきたいと思っておりますが、北海道のほうにのり面からの水が出て

いることに対して、何とかしてもらいたいという要望をしたのですが、小樽市が設置したその側溝からの水ではないかとかということで、市と相談して進めますというのですが、返事はまだ来ておりません。それで何とか北海道のほうとも協力して、そこをきちんと整備してほしいと思います。水が常に出て困ることのないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

そこにつきましては、北海道の急傾斜地崩壊危険区域に指定されておりまして、そこがけを階段状に通路をつくっている部分でございます。これにつきましては、先ほど確認しましたが、まだ道からの連絡が来ていないという状況でした。

そういう状況の中で、黙って待っているのではなく、私どもも現地を再度確認などして、原因の特定ができるようやってみたいというふうには考えます。また、それがわかって対策をどうしたらいいのかという部分につきましても、だれがやらなければならないのかという部分を含めまして、現地を再確認して検討していきたいと思います。

○新谷委員

長年問題になっているところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うのですが、最後に確認したいのですけれども階段の管理というのは、市なのか道なのかどちらののでしょうか。下水管があるので市なのですか。

○建設部長

御指摘の箇所につきましては、今、建設事業課長からも答弁いたしましたけれども、急傾斜地崩壊危険区域ということで指定されておりまして、その階段部分につきましては、汚水管が入っているということもございまして、その所有者を調べて再度北海道なりと協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○新谷委員

はい、よろしくお願ひいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎除雪計画について

それでは、報告を聞いて、まず今年度の除雪計画、これについて何点か聞いていきたいと思ひます。

まず、雪堆積場の管理についてですが、昨年度は、雪堆積場が 5 か所あって、その開設時期は、4 か所が 12 月中旬から 3 月中旬、それと 1 か所だけ 1 月上旬から 3 月中旬ということになっていますが、この違いは何かわけがあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

中央埠頭ほか 3 か所の計 4 か所につきましては、12 月中旬から 3 月中旬に第 1 弾として開設しまして、降雪状況によりまして、第 2 弾の望洋シャンツェを開設しております。それが 1 月上旬から 3 月末ということで、今後におきましても雪の降り方の状況を見て日にちが変わるということになります。

○山田委員

今年度も昨年度同様に雪堆積場があるのですが、地域内には幾つか私有地を借り上げた小さな雪堆積場があります。今年度については、除雪懇談会において、そういうものを増やすとか、そういう御意見はなかったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ホームページでも募集をかけてはいますが、現在は増えてはおりません。現状維持ですから数か所はお借りしますけれども、市のホームページで募集したり、場所を見て、ここがいいというところはお願ひしたりもします

けれども、なかなか許可をいただけておりません。

○山田委員

最近は、人口が減って、地域の住宅が取壊しになって空き地になっている部分が相当目立っております。私の隣の松田委員がお住まいの幸町などには、特にそういう空き地が目立つのですが、この土地を借りて、市民のためになるような雪の置き場所の確保することについて、お考えをお持ちでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

できたらお借りしたいのですが、なかなか雪解け後の維持・管理等も難しく、入れたはいいですが、早くなくしてくれとか、かなりの数の要求があるものですから、なかなか調整に手間取っているところもございます。

あと今は、市営オタモイ住宅を取り壊しているところの空き地で、1か所お願いしているところもあります。

○山田委員

そういう空き地もありますし、また、市の管理する土地についても、できるなら利用して雪対策をお願いしたいと思います。

また、幸から赤岩へ上るところに市の堆積場があるのですが、昨年度は横に並行している道路まで雪が落ちてくるような状況も見られるのですが、今年度は何かフェンスを設置するといった対策を図る考えはありませんか。

○（建設）雪対策課長

ちょっとフェンスまでは考えていませんが、昨年度におきましても、道路際のほうを重機でとったりしております。今後におきましても、構造物をつくるのではなくて、現場的な対応をしていきたいと思っております。

○山田委員

私も本当に危険だと思う時期もありましたので、できるなら朝の始業時に点検されて、車の通行に加え、歩行者もいるようですから、こうしたことにも配慮した堆積場の管理をぜひお願いしたいと思います。その点についてどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今後は、今委員がおっしゃったとおりパトロールも強化しまして、安全対策にはしっかりと努めていきたいと思っております。

○山田委員

ぜひお願いします。

次に、砂箱の設置箇所が昨年度より8か所増えて633か所になっていますが、市内を見ると、やはりここにも砂箱があったほうがいいのかという場所があったのですけれども、この8か所を増設した理由と、ほかに検討されている場所はあるのかについて、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

この8か所ですけれども、地域住民の要望等から設置しておりますが、今後も地域の住民から要望があれば必ずつけるということではなくて、当然維持・管理も出てきますので、その場を検証しながら検討していきたいと思っております。

○山田委員

この除雪計画は、市民の生活、安全がかかっておりますので、ぜひそういうような箇所を注意して、よろしくお願いたします。

◎一般国道5号忍路防災事業について

次に、一般国道5号忍路防災事業について何点か聞かせてください。

先ほど、新谷委員からも質問がありましたが、この計画自体は、用地買収後に六、七年かかるということで、その部分を考えてはまだ10年ぐらにかかるとはならないかと個人的には思っています。

そこで、その間の維持・管理、これは国道のほうの管理にはなるのですが、急カーブだとかありますので、市としての予防策、特に気をつけていくようなところがあれば、聞かせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）阿部主幹

国道の維持・管理というお話だと思いますが、資料にもありますとおり、平成 19 年に土砂崩れが発生している箇所がございますので、小樽開発建設部のほうでは定期的にパトロールを行っているという状況でありまして、公物管理という観点から、そういう点検を頻繁に行っているというような状況でございます。

○山田委員

本当に待ち望まれた新国道のルートです。我々も 1 日も早く安全なルートがつくられることを願っています。やはり工事着手から六、七年、買収を含めると 10 年ぐらいかかるのではないかとということもありますので、ぜひ早めに建設に着手していただきたいと思います。

◎奥沢ダムについて

私のほうからあともう一点、奥沢ダムについて何点かお聞きしていきます。

今回、97 年間稼働してきた奥沢ダムに、深さ 1.4 メートルの陥没箇所が見つかったということですが、老朽化による決壊の可能性についてはどうなのでしょう。

○（水道）整備推進課長

決壊の可能性についての御質問でございますけれども、提体の一部に陥没箇所があるということは、全く安全だというふうには言えないと思っております。万が一の場合といいますのは、ダムの貯水、水位が上がって、提体に変異が生じた場合、これを注意して我々としては監視をしていきたいというふうに考えております。ですから、決壊の可能性というものは、ゼロではないというふうに思っております。水道局としては、できるだけこのダムの貯水池の水位を下げる努力を行ってまいりたいと考えております。

○山田委員

先ほども新谷委員から存続できないかという意見も出ておりましたが、市民の中には、やはり今の日本の技術水準で、延命対策ができないのかということと言われる方がいます。例えば、防水シートの中にゲル化剤が入った遮水シートだとか、そういうものを使ってこの日本の技術で修理できないはずはないという意見も持っていますけれども、そういうシートを使う考えは全くないのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

ダムの補修ということでの観点かと思っておりますけれども、奥沢ダムにつきましては、大正 3 年築造ということで、現行の基準とは合致していない箇所があります。もし水をためるとすれば、現行の基準に合致させることが求められますので、例えば奥沢ダムでいきますと、導水トンネルといわれる提体を横断する底ひについても撤去を求められるということが考えられると思えますし、補修ということでありまして、現行の施設基準に合致させることが求められますので、困難であるというふうに考えております。

○山田委員

新聞報道では容量が 42 万 3,000 立方メートルということでしたが、これはどれくらいの重さなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（水道）整備推進課長

水の重さは 1 立方メートルが約 1 トンでございますので、43 万 7,000 立方メートルの貯水量ということは、イコール 43 万 7,000 トンの重量になります。

○山田委員

40 万トンのタンカーがあそこにあるというふうに想定しても構わないということですよ。通常、コンクリート

のダムであれば、ある程度の強靭さを持つてはいると思いますが、私の見る限りでは、土を盛って表面的には岩を配置したようなダムだと思います。

次に、住民の安全確保についてですが、今後、危険箇所の周知や、住民への避難の指示はどうされるのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○水道局長

まず、住民の避難だとか、そこの部分を担っていただくのは、あくまでも市長部局の通常の防災計画に基づいて、すべてを行っていただくように水道局と防災担当とで打合せをしております。奥沢ダムの内容について住民の方々に説明するのは、当然水道局でございます。それと、堤体の状況を判断するのは水道局でございます。水道局のほうから災害対策本部、市の市長部局に対して状況がこういう状況なので、こういうことをやっていただきたいという要請をかけて市長部局が動く。こういう連携を図るような打合せも何度かやっておりますし、今、勝納川の下流域の奥沢ダムにかかわる避難計画というものを策定し、奥沢ダムの状況については説明をしておりますけれども、その避難誘導についても、今、計画を策定しておりますので、その部分ができ上がりましたら、また下流域の町会の役員の皆様方に説明をしたいというふうを考えております。

○山田委員

こういう部分では、やはり市としての監視体制もあると思います。水位、状況に応じた職員の配置体制についてお聞きしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

職員の配置体制についてでございますけれども、現在、第 1、第 2、第 3、三つの配備態勢に区分して、職員配置を考えております。第 1 非常配備態勢につきましては、浄水センターの職員を中心に他課からの応援を組む体制をとっています。これは、既に 8 月 5 日から水道局では第 1 非常配備態勢をとっております。

次に、降雨等がありまして、ダムへの降雨による流入量と、それから設置している排水ポンプの能力によって貯水位が上がるという状況が見受けられましたら、これは第 2 非常配備態勢に入ります。これにつきましては、他課からの応援態勢を増強するという体制でございます。なおかつ局長、それから参事の出勤が第 2 非常配備態勢でございます。

第 3 非常配備態勢につきましては、報告でもさせていただきましたが、堤体の変位観測を行っております。この変位観測で異常が発見された場合、こういう状況が発見されましたら第 3 非常配備態勢ということで、水道局全職員の配置という 3 段階で職員を配置することで行っております。

○山田委員

この監視体制については、本当に万全な体制をとっておられると思います。

それでは、実際に、これからまた雨の心配をしなければなりません。現体制と、今説明のあった緊急配備態勢に応じた道からの応援の要請というものはあるのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

現在、道、それから開発局からの排水ポンプ車、それから排水用ポンプの支援をいただいております。降雨がありまして水位が上昇するという状況、それから水位が陥没ラインに達する見込みがあるときには、北海道、それから開発局から応援の体制が組まれております。

○山田委員

それで、施設基準の部分では、小手先の改修ができないということではなっております。先ほども、廃止に当たっては取水塔から導水管についても、何らかの手だてをしなければならぬと聞いております。それについては、どのようになるのかについて、お聞かせ願いたいと思います。

○（水道）整備推進課長

ダムにつきましては廃止という方針を立てましたけれども、具体的に今ある水道施設をどのようにするかということについては、まだ何も決まっていないのが現状であります。今後、ダムにつきましては、河川占用物でありますので、河川管理者である北海道と協議してまいりたいと考えております。

○山田委員

最後の質問になりますが、地域住民、また市民はこの施設の保存について強く望んでいるところです。例えば、埋立てというのですかね、それがいいのかわかりませんが、公園など、水道施設を残した展示方法というものも検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○水道局長

水道施設全体を今後どうしていくのかという部分におきましては、先ほども説明しましたが、今後のいろいろな議論の中で、保存できるものはなるべく保存していきたいというのは我々水道局の職員の一致した願いでございますので、その部分でも非常にハードルが高いというのが現状でございます。ダムの施設が水道用の専用ダムとして今後運営しなければ、基本的にはすべて撤去というのが河川法でうたわれておりますので、それをどうクリアをして残していくのかというのが、最大の我々の課題だと思っています。それに市民の方々からは、やはりもう一度水をためて昔の姿を見たいのだというお話、昨日のその町会の役員の皆様方への説明の中でも出てきています。そういう中で、私のほうから、この水源を利用しているのは、全体の水道水の 8 パーセントですと。その中で数十億ものお金をかけて残すということは、水道局の力だけでは無理ですという話をしました。その中でまた市全体としてどのような方法があるのかという部分が一つの議論としてあって、その上でまたどういう方法になるのかという方向性が出てくるのではないかとこのことを先ほど来から説明をしているつもりでおりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○山田委員

では最後に、道との廃止に関する手続は、どういう形になるのかを聞いて終わりにしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

道との手続の内容でございますけれども、奥沢ダムは河川占用物でございますので、河川占用の手続上の廃止ということの協議がまず出てきます。それにあわせて、奥沢ダム自体は貯水池、それから取水施設もございまして、水利権の返上なり廃止の協議が、今後、道と行わなければならない協議になってまいります。

○鈴木委員

○奥沢ダム廃止による水道業者への影響について

私のほうから、まず、先ほど新谷委員への答弁の中でちょっと気になったところがあるので確認だけさせていただきます。

先ほど奥沢ダムについて、予算は平成 23 年度の配水管工事をストップして、ひねり出すというような形の御答弁をいただいたのですが、そういった意味では、予算をこれから審議したりという手順が要らなくて、私どもとしてもいいのですが、ただ、その配水管工事をストップするということは、水道業者が、当然予定していた、それも 1 億数千万円、たぶん市から受注するであろうものがないということになるのですが、そのことについて、困るということはないのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

配水管整備の予算をそちらのほうに回すという形の中では、配水管整備は 3 億 6,000 万円ぐらいの工事の予算を持ってまして、現在 7 割ぐらい完了しております。今残っている配水管整備でいいますと 4,000 万円ぐらいの部分を、ここに回すという考えでおります。そのほかに、整備推進課のほうで持っている改良の部分も合わせて 1 億

円ちょっとのお金になるというふうに認識しています。

○鈴木委員

管の 4,000 万円だけが業者に、要するに負担をかけるというか、予定していたのとずれるという解釈でよろしいですか。

○（水道）管路維持課長

そうです。その分につきましては、来年度のゼロ市債とかそういう部分で、早期発注というのを目指していきたいというふうに考えています。

○鈴木委員

やはり業者は、基本的に年間の受注計画というのを立てていまして、これで先ほど言ったように 1 億数千円を、もしポンと削られたら、今の市中のそういう工事関係者からすると、困ることになりますので、その点を配慮しながら考えていただきたいということで、まずこの質問を終わらせていただきます。

◎道営若竹団地について

それでは、道営若竹団地について質問いたします。

今、2号棟の事業主体が小樽市となり、工事をして、そして入居されたのですよね。問題は、この団地は1、2、3号棟とありまして、この1、3号棟は今後どうなるのかということなのですけれども、その点についてまず計画をお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

道営若竹団地の1号棟、3号棟につきましては、現在、北海道と協議中ではございますが、協議の中では、今年度末若しくは来年度早々に北海道から小樽市への事業主体変更を行う予定で動いております。その中で、1号棟につきましては、それを前提に来年度改修工事に着手できるように基本設計並びに実施設計を現在委託して作業を進めているところでございます。

○鈴木委員

1号棟、3号棟は、今年度末ないしは来年度早々に事業主体変更、要するに名義をかえていただけるということなのですね。それで、手始めが1号棟で、3号棟は手がかからないということなのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

まず、2棟あるうちの一つ、1号棟に着手いたしまして、3号棟につきましては、昨年3月に策定しました小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中では、平成28年度、29年度の2か年で改修工事を行うという計画になってございます。ただ、まだ多少先のこともございますので、この二、三年で、より具体的なことについては詰めていきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

2号棟は事業主体変更していただいた後、アスベスト対策並びに中の改修というのをしていますね。結局60戸を改装して40戸にしているということで、お金をかけているわけです。それで、そのアスベスト並びに改修工事で、たぶん1号棟も同程度かかるというふうに思うのですけれども、この市の持ち出しの分といいますか、結局、建物をいただいたのはいいのですけれども、そうすることによって、それを市営住宅として供用するのにどのぐらいかかったのかということをお聞きしたいのです。

○（建設）建築住宅課長

2号棟につきましては、まずアスベストの除去工事につきましては、ちょっと金額が定かではないのですが、かかった費用については、北海道に負担していただいているということでございます。

あと全面的改善事業につきましては、国から交付金をいただいております、耐震・リモデル工事で22年度に4億8,600万円ほどかかっているのですが、それに対してその他の長寿命化工事も含めているのですけれども、ト一

タルで 5 億 8,000 万円ほどの工事をやっております、それに対して国庫支出金として 2 億 4,300 万円ほどいただいております。北海道からは約 5,000 万円ということになってございます。

○鈴木委員

そういうことで、改装するのに結構お金がかかっているという気がするのですね。今、オタモイに建てている住宅と、規模とかそういうことを比べると大きいのですけれども、いや、思ったよりもかかっているという気がちょっとするのです。それは別として、今、1号棟が空き家状態になっていますが、改装して、実際に市営住宅として運用される予定はいつになりますか。

○（建設）建築住宅課長

1号棟の工事につきましては、来年度と平成 25 年度の 2 か年をかけて工事を行う予定になってございます。今、実施設計をやっておりますので、実際に具体的な工期、どのぐらいかかるかというのは、その中で出てくるのですが、おおむね 25 年の秋ころには入居が可能になるのではないかとというふうに考えております。

○鈴木委員

それと、平成 25 年度の秋にこれができるということですが、それでこの 1号棟も 2号棟と同じように 60 戸から減るのでしょうか。昔のつくりですから今の時代に合ったようにするためには、やはりこの 60 戸は使えないと思うのですけれども、何戸ぐらいになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

1号棟の住戸の戸数についてですが、現在、基本設計で、まさにその部分について検討を行っているところでございます。ただ、非常に立地条件もよく人気の高い場所でもありますので、できれば 40 戸より 1 戸でも多く確保したいというふうには考えておりますが、まだ具体的に何戸というところまでは示せる段階ではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○鈴木委員

3号棟は、1号棟が落ちついてからというか、ある程度見通しがついてから始めるということで、そうなりますと 3号棟も基本的には大体 40 戸から 40 戸をちょっと超えるぐらいと、同じようなつくりになると、小樽市の市営住宅は 80 何戸増えるということなのですね。全体的な計画としては、小樽市の市営住宅は、それだけ増えるという考えでよろしいのですね。今、古いところはどんどん建て替えるときに小さくして行って、最終的には戸数というのは、少なくする方向なののでしょうか、それとも現状維持なのか、増やすのかということをお聞きします。

○（建設）建築住宅課長

確かに道営若竹団地を小樽市に事業主体変更することによって、これから増えることにはなると思うのですが、先ほど申し上げました長寿命化計画の中では、当然古くなった部分での用途廃止などをしていきますので、その方たちの住み替え用にも一部若竹住宅を使ったりとか、そういったこともやっていく予定になっております。一応、長寿命化計画の中では、管理戸数としてはだんだん減っていく方向にあるということでございます。

○鈴木委員

市営住宅は、基本的には小樽市は減らしていくということよろしいのですね。というのは、本当に若い方とか我々もですけども、前にも質問しましたが、やはり、家賃が安いというのがあるもあって、市営住宅に入りたい方もはっきり言っていっぱいいるのです。けれども、なかなかそれでは市も立ち行かない。そういうせめぎ合いの中で今の戸数が決まっていると思うのですけれども、今後、人口が減っていく中で、市営住宅の当たる率というのが、戸数が減らなければ増えていくと思うのです。ところが、前に言いましたとおり、やはり既存の方がいっぱいいらっしゃる中で、なかなか新しい方が住めないという問題に当たるわけございまして、そこら辺のところを今どのようにしてほしいとは、なかなか言いにくいですが、今後その市営住宅の考え方というのだけをお知らせしたいと思っております。

○（建設）建築住宅課長

先ほど申し上げました小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画というのが平成 22 年 3 月に策定したものでございます。その時点でその状況などを判断した上で、こういった計画を立てているということでございまして、計画そのものは、おおむね 10 年をめどにということで立てております。その中で、おおむね 5 年ごとに計画の見直しも行うということで書かれておりますので、当然そういった社会的情勢の変化等があれば、そういった部分については見直しということも今後十分考えられるというふうには思いますけれども、現時点でこうしますということは、ちょっと申し上げられないという状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○鈴木委員

わかりました。今後ともしっかり計画を出してよろしくお願ひしたいということで、道営若竹団地については終わらせていただきます。

◎除雪について

次に、除雪についてなのですが、先ほど除雪の話はいろいろ出まして、聞きたいことの半分ぐらい聞いていただきましたが、端的に言いまして、我々議員に電話がかかってきたり苦情を申し立てられるのは除雪が非常に多いわけです。

そういった中で、第 1 種路線、第 2 種路線、第 3 種路線とありますよね。第 1 種、第 2 種に関してはそうでもないのですが、第 3 種、すなわち生活道路の除雪について、やはりかなりいろいろな要望があります。確かに限られた予算の中で、そんなに丁寧にできるかという、それは難しいのですが、この第 3 種路線の除雪に対しての苦情が多いのは、どのようなことですか。

○（建設）雪対策課長

やはり除雪の依頼です。当然ですね。雪に関しますと、一番多いのはそういうようなところになっています。

○鈴木委員

いや、除雪してほしい。もうそれに尽きるのですが、そこでちょっとお聞きしたいのは、特に第 3 種路線はどういった体制で除雪をしているかということをお聞きしたいのです。というのは、市民の方の中には、うちの周りは全然やってくれないとか、こんなになっているのに知らないのか、見にも来てくれないとか、そういうようなお話があって、これは相当誤解をされているところがあると思うのですね。ですから、そのパトロールというのですか、そういうことの実態をちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○（建設）雪対策課長

第 3 種路線は、基本的に圧雪管理で行っております。場所によっても違うかもしれませんが、道路パトロール等で道路状況を確認いたしまして、あと、わだち等により走行等の支障がないかどうかを確認した上で、走行に支障が出る前に、出た後もですが、パトロールを強化して判断して、除雪なり排雪なりを行っております。また、今後におきましても、パトロール強化して判断していきたいと思ひます。

○鈴木委員

パトロールされている方が、圧雪状態でわだちが 10 センチメートル以上になると、例えばこら辺は除雪しないとまずいと思ひますとかという報告を上げるのですね。それで、そのパトロールされている方が第 3 種路線をくまなくというか、定期的に、分け隔てなくそういうことをしているのかということをお聞きしたいのです。

○（建設）雪対策課長

一応パトロールに関しましては、職員と、またステーションごとの業者とで分かれてパトロールをしておりますが、うちの職員も 1 日いっぱいパトロールしております。図面を持って走ったコースを書いて報告するという状況です。1 回では隔々まで行かないかもしれませんが、2 日、3 日では各自、自分の持ち場のステーションについては、回るような形でパトロールをしております。

○鈴木委員

たぶんそのパトロールされている方が、そこの町会の役員とか、町会長のところに行って、見てきましたからとか、これから見て周りますからとか、そういうお話が一言あれば、例えば来てくれたのだ、見ていったのだという話が出ようかと思うのです、できるか、できないかは別としてもです。やはり見られている、きちんとうちがこういう状態になっているのだと把握しているということが、例えば来てくれること以上に必要なところがあるのです、実際問題として、町会としましては。この状態を知っていて、では後では来てくれるのだろうと思えるのと、見てもいないし、わかっていないのだろうというのは、大きな違いがありまして、できればそういった形の連絡等ができれば、今以上に理解が深まると思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

その辺につきましては、今後、検討して、できることはやっていきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 40 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎市営住宅について

最初に、市営住宅について何点かお尋ねいたします。

市営住宅に入居している方の世帯別内訳について、例えば高齢者世帯だとか、障害をお持ちになっている方だとか、そういった内訳を押さえているのであれば、教えていただきたいと思えます。

○（建設）小林主幹

大変申しわけございませんけれども、個々の内訳は押さえておりません。

○松田委員

エレベーターがついているか否かということに関連してお聞きしたのですけれども、残念ながら押さえていないということでした。

建築基準法では非常用エレベーターの設置は義務づけられているようで、一般エレベーターについては基本的に義務づけられておりませんが、6階建て以上に設置されているようであります。しかし、市営住宅の場合、3階建てでもエレベーターが設置されているところがあります。今回、建てられました市営オタモイ住宅3号棟がそうなのですけれども、何階建て以上になるとエレベーターをつけなければならないのか、小樽市における市営住宅のエレベーターの設置基準について教えていただければというふうに思います。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅におけるエレベーターの設置基準についてでございますが、これは国土交通省から出されております公営住宅等整備基準というのがございます、その中で基準が設けられております。参考までにこの基準というのは、もともとは昭和26年につくられたものなのですが、当時は当然エレベーターに関する規定はございませんでした。その後、昭和50年に、高層住宅、6階以上の住宅についてはエレベーターを設置しなさいということで、基準が改

正になっております。その後、社会情勢等、いろいろな動きがあって建設省時代も局長通達などいろいろございまして、平成 10 年にこの基準が改正されて地上階数 3 以上 5 以下の住宅には、高齢者の通行の利便のために必要がある場合はエレベーターが設けられていなければならないということで基準が変わりました。この時点で基準が変わっておりますので、原則として 3 階以上の市営住宅については、エレベーターが設置されているという状況でございます。基準については、そういう経緯で改正がされて、現在そういうふうになっているということでございます。

○松田委員

今 5 階建ての公営住宅も多いわけですが、そのときには要するにエレベーターの設置基準がなかったということで、エレベーターがないところが多いということなのですね。

今、市内にある市営住宅は、全部で何棟あり、そのうちエレベーターがついている住宅というのは、どのくらいあるのか、教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

市営住宅は、現在 238 棟ございまして、そのうち 3 階建て以上、いわゆる中高層の棟数が 84 棟ございます。そのうちエレベーターを設置している住宅は 19 棟でございます。

○松田委員

そうしますと、238 棟に対してエレベーターがついているのが 19 棟ということは、まずほとんどエレベーターがついていないということで解釈してよろしいですか。

○（建設）小林主幹

いわゆるエレベーター設置対象となるというのは 3 階以上ですので、3 階以上の中高層の住棟は 84 棟あり、その中でエレベーターを設置しているのが 19 棟ということで、管理戸数で割り返しますと約 30 パーセントの住宅に設置してございます。オタモイにあるような、いわゆる平屋とか 2 階建ての住棟もありますので、そういったところはエレベーターの設置の対象になりませんので、その点を御了承いただきたいと思います。

○松田委員

わかりました。どちらにしても平屋は別として、エレベーターがついていない団地がかなりの数を占めているということでございます。

小樽市は、この間の新聞報道でもあったのですけれども、道内の人口 10 万人以上の都市で、どこの都市よりも高齢化が進んでいるということでした。市営住宅では、若い方との同居世帯については、将来一般住宅への転居も可能かと思いますが、高齢者世帯はこのまま市営住宅に住み続ける方が多いのではないかと推察いたします。確かにそれを承知で入居したとはいえ、年齢を重ねるにつれて、階段を上がっていくのは大変です。そうすると、住み替えが必要になるかと思いますが、先日、我が党の千葉議員が、現在エレベーターがついてない住宅に住んでいる方が住み替えを希望しても、あくまでもエレベーターがついていないところでしか住み替えができないということについて、それはおかしいのではないかと質問をしたときに、それについては今後検討していただけるという回答をいただきましたけれども、制度が改善されたとしてもあきなければ住み替えができない状態ということです。

そこで私も、どうしたらいいのかということでいろいろ調べましたら、エレベーターのない既存の建物に、後づけでエレベーターをつけることは可能であり、また国でも平成 10 年から公営住宅ストック総合改善事業として、補助制度があるということを知りました。それで、新しい住宅を建てるのと、エレベーターを後づけするのを比べると、費用的にも安くなると思いますが、まず、この制度については御存じだったでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

そういったものが補助対象になるという制度そのものは認識しております。

○松田委員

そういった制度があるということなのですが、本市でもこの制度を検討する余地はないでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

既存の市営住宅にエレベーターが設置できないかという御質問ですが、市内に今あります既存の市営住宅で、エレベーターもついていない共同住宅はほとんどが階段室型共同住宅で、階段室型というのは各階住宅 2 戸に対して階段が一つついているというタイプの共同住宅なのですが、こういった階段室型の場合、単純にその外側にエレベーターをつければいいのではないかというふうにお考えになると思うのですが、階段の構造上、エレベーターがどうしても階段の踊り場の部分にしか着床できないのです。そうすると、そこで降りても半階上がったたりおりたりしなければならぬということで、完全な住宅の玄関の前と同じレベルまでエレベーターをつけることができないという状況になってございます。それをすべて解消するということになりますと、一度階段を壊して、新たに外側に廊下を通したりとか、新たに階段を設置したりとか、エレベーターだけではなくて、多額の費用を要するということと、構造的にもかなり難しい問題があるということでございます。さらには、エレベーターがつくことによりまして、入居者の維持費の負担も増えるというような、そういったさまざまな問題がありまして、今、小樽市でほとんどそういった階段室型の共同住宅になっておりますので、エレベーターの設置というのは、構造的、費用的、それから入居者の負担、そういったもろもろの問題からいってかなり難しいのではないかというふうには考えております。

○松田委員

住宅の料金にも反映されるということなのですね。

○（建設）建築住宅課長

料金といいますか、共益費といいますか、そういった部分で負担が増えてくるということでございます。

○松田委員

私も市営住宅の 5 階に住む友人を訪ねることがあるのでございますけれども、現実には上っていると、私自身、途中で何回も休まなければならないことがあったりだとか、今、自分は何階にいるのだろうかとか戸惑うこともあります。高齢者の方にとっては、なおさらだと思います。今後、市営住宅にお住まいの高齢者の方が多くなると思いますけれども、このことについてはどのようにお考えになっているか、住み替えなどという部分もあると思うのですが、教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

加齢とともに身体上の制約を受ける方は、多い傾向にございます。やはり一定の配慮ということは当然これから必要となってきますので、その辺は個々に事情を聞きながら、また他都市の住み替えの資格要件、そういったものを調べながら、今後、検討していきたいと考えております。

○松田委員

はい、わかりました。

小樽のみならず国としても高齢化が進んでおり、これからは高齢化対策が今後の課題であると思います。特に小樽は山坂も多く、高齢者には苦勞が多いまちですが、そうであるがゆえに他都市のモデルケースになるようなまちづくりをしていただきたいというふうに思います。その一環として、市営住宅のエレベーターの部分も含まれると思うのですが、御検討をよろしくお願いいたします。

◎除排雪について

では、次に、第 2 回定例会でも質問させていただきましたが、市道の除排雪業務等のあり方の参考にすることで、アンケート調査を実施したと思いますけれども、今の段階での集約結果がわかったら、教えていただければというふうに思います。

○（建設）雪対策課長

アンケート調査の結果についてでございますが、対象町会 173 町会で各町会 5 枚ずつ、865 枚配布いたしました。回答数は、男性が 422 人、女性が 75 人の計 497 枚で、5 割強の回答をいただいております。

年齢層につきましては、60 代から 70 代の方を中心に回答をいただいております。

質問といたしましては、市道の昨年度の冬期間における管理状況について伺いました。車道の除排雪作業につきましては、主な意見としまして、「除排雪作業の強化」が多く 36 パーセントでございます。次に、「現状で満足」というのが 19 パーセント、それから個別の意見として「交差点の見通し確保の強化」「拡幅作業の強化」という意見が多かったです。

続きまして、歩道の除排雪についてですが、「排雪作業の強化」というのが 52 パーセントで、半分以上ありました。個別の意見としましては、「通学路を特に配慮してほしい」ですとか、「家庭からの雪出しでこぼこになり、歩きにくい」という内容もありました。

さらに車道の凍結路面对策についてでございますが、「現状作業で満足している」という意見が 22 パーセント、続いて「砂散布を強化してほしい」は 20 パーセント、それから「もっと砂散布等を抑制すべきである」とか、「春先の砂清掃・回収の強化」などの御意見もございました。

○松田委員

回収率は 5 割ということでしたけれども、その回答が 60 代、70 代が多かったということは、やはり一番除排雪で苦勞しているのが、その層の方なのかなというふうに思います。集約結果により昨年と比べて除排雪業務計画で改善したことというのはありましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今年度の改善点につきましては、アンケートの御意見を踏まえ、今年度はさらにパトロールを強化しながら交差点の見通しの確保のための雪山処理の強化に努めるとともに、歩行路の良好な状態の確保に努めていきたいと考えております。

○松田委員

このような結果ですけれども、アンケートをいただいた町会の方に対して、このアンケート結果の周知というのは考えているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

11 月に除雪懇談会を開催する予定でございますので、そのときに町会の方も出席されますので、アンケートの調査結果又は回答も含めまして報告したいと思っております。また、そのときに新たに御意見等もいただこうかと思っておりますので、また新たに今後の参考とさせていただきますと考えております。

○松田委員

はい、わかりました。

本当に除雪問題というのは重要な問題ですので、この点について、またいろいろ皆さんの意見を参考にしながら、よりよい生活をできるようにしていただきたいというふうに思います。

◎貸出しダンプ制度について

次に、質問を変えます。計画除排雪では足りず、町会でお金を出し合って、独自に除排雪をする貸出しダンプ制度というのがあると思うのですが、その制度についても一度教えていただければというふうに思います。

○（建設）庶務課長

貸出しダンプ制度の内容でございますけれども、小樽市道あるいは私道で市の除排雪が入らなかったり、あるいは一冬で、めったに入らないというようなところについて町会等が自主的に行う除雪に対して、その雪を排雪するためのダンプトラックを市が無償で提供するという制度でございます。

○松田委員

それについては、申込方法だとか、また今、利用実態だとかというのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○（建設）庶務課長

申込みにつきましては、毎年 12 月から申込みを受け付けておりまして、実際には 1 月に抽選をやって、実施日を決めていただくというようなやり方で進めさせていただいております。

それから、利用実績ということでございますけれども、平成 21 年度の申請件数で 365 件、実施件数は 445 件、それから 22 年度は雪が多かったわけですが、申請が 408 件で、実施が 500 件となっております。申請より実施が多いというふうになってございますけれども、一つの申請で 2 日、3 日という複数日の利用申込みがございますので、そういったこともございまして、申請件数よりも実施件数が多いといった状況でございます。

○松田委員

貸出しダンプは、夏は建設業で使っているダンプを使うことが多いと思うのですが、今般、建設業が不況であるということもあって、廃業するところもあり、ダンプが足りなくなるのではないかと懸念する声もあるのですけれども、それについて今後の見通しというのはどうなのでしょう。

○（建設）庶務課長

委員が今おっしゃいましたとおりに、ここ数年の公共事業費削減ですとか、あるいは民間工事の減少といったことがございまして、建設業者の経営環境が非常に厳しいということは、私どもも聞いてございますし、実際、市の建設業者でも廃業された方もいらっしゃいます。ただ、貸出しダンプ制度は、市内の四つのダンプトラック組合と契約をさせていただいておりますけれども、その 4 組合に加入する業者数、それから保有ダンプ数を平成 21 年度と 22 年度で比較しますと、21 年度は 67 社 168 台、22 年度が 67 社で 169 台と、ほぼ横ばいに推移してございますので、現在のところはダンプの借り上げに関しては、大きな影響は出ていないということで考えてございます。

○松田委員

わかりました。

とにかく雪というのは自然を相手にすることであり、雪が多いか少ないか、その年によって違いますし、予想がつかないこともあり、大変なことだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

◎大雨による災害対応について

次に、今、台風 15 号が接近しているというお話もありますけれども、今月初旬の大雨による災害対応については、私自身も建設事業課の方には本当にお世話になり、感謝しています。今、和歌山県や奈良県、また名古屋市と、台風 12 号による復旧がままならない中、今度は 15 号も近づいているということで、本当に人的災害が少ないように祈るばかりなのですけれども、小樽は他都市に比べて自然災害の少ないところというふうにいわれていますけれども、昨年来より大雨が降るたびに側溝から水があふれたりだとか、また堺町の商店街では浸水により被害が出たとかということで、大変なこともありました。

今回の大雨については、がけ崩れによる自主避難が出たり、小樽も心配しなければならない部分もあると思います。一般質問では約 50 件の被害があったというふうにお聞きしましたが、今回の大雨による建設部所管だけで結構ですので、相談内容だとか、相談件数だとかかわったら教えていただければというふうに思います。

○（建設）建設事業課長

一般質問で、9 月 5 日、6 日の被害件数、要望などを含めて 50 件というふうに答弁しております。それは防災担当、消防、建設部で受けたものがございまして、そのうち建設部で受けたものにつきましては 36 件ございます。その内容で申し上げますと、土のうの設置要望、土のうが欲しいなどが 11 件、側溝・集水ますのあふれ 9 件、のり面の崩壊が 4 件、川の増水が 2 件、倒木が 1 件、その他としまして側溝と道路等の清掃が 9 件、それで 36 件という状

況でございます。

○松田委員

わかりました。

大変な御苦労だと思いますけれども、災害はいつ起こるかわからない状況で、今日また台風が接近してくるという事ですので、今後とも、本当に対応のほうよろしく願いいたします。

台風 15 号が接近しているということで、ほかの質問と重複するかもしれませんが、奥沢ダムについての状況はどうなっているのでしょうか、その点について聞きたいというふうに思います。

○（水道）整備推進課長

現在、奥沢ダムの貯水位をできるだけ下げております。排水ポンプ、それから北海道開発局から支援をいただいている排水ポンプ車をセットしておりますので、今後の雨の降り方にもよりますけれども、報告でもさせていただいたように昨年 8 月 7 日の大雨にも対応できるような体制ということでは安心していただけるのではないかとはいえますけれども、ただ今後、雨の降り方によっては注視していかなければならないと。あわせて堤体の変位についても監視しておりますので、万全の体制で取り組みたいというふうに思っております。

○松田委員

わかりました。よろしく願います。

◎ペットボトル「小樽の水」について

次に、そのダムの廃止に伴うことで、ペットボトル「小樽の水」について質問させていただきたいと思います。先日の一般質問では、現在、奥沢浄水場の水を使用しているペットボトルの小樽の水については、今後、天神浄水場からではなく、豊倉浄水場からの水を使用するということでした。その理由というのは、天神浄水場の水源が赤井川村にあるということで、それだと小樽の水ではないというような回答だったと思いますけれども、それについて間違いはないでしょうか。

○（水道）水質管理課長

豊倉浄水場と天神浄水場の水のどちらかを使うということだと思いますけれども、この両方の水について、蒸発残留物や、それから硬度などおいしさ、すなわち味にかかわる水質項目を比較したところ、どちらもおいしい水の水質条件を満たしております、どちらを使ってもおいしい小樽の水を提供できると考えております。ということで、先ほどの水源がどちらにあるかということで、天神のほうは先ほど言いましたように赤井川村の余市川を水源としておりますので、小樽の水にふさわしいのは、やはり市内に水源を持つ豊倉浄水場というふうに考えております。

○松田委員

味に変化はないということでしたけれども、小樽の水がおいしいのは、二つあるろ過方式のうち、緩速ろ過方式でつく小樽の水であるから奥沢の水がおいしいということですのでうたっていたと思うのですが、豊倉浄水場というのは緩速ろ過方式ではないということで、その点は大丈夫でしょうか。

○（水道）水質管理課長

今おっしゃったとおり奥沢浄水場のろ過方式というのは、緩速ろ過方式といたしまして、原水の汚れとか濁りとかを PAC という凝集剤を使って小さな汚れを大きな塊にして、それを凝集させて沈殿させます。そして上水のきれいになったものをろ過させるという方式です。

ただ、朝里ダムの上流部には、奥沢ダムと同様に汚染源となる畑や施設等がございます。それで恵まれた自然環境が残されておりますので、水質は良好で、複雑な水処理を必要としないので、十分おいしい水道水だと思っております。

○松田委員

おいしさには変わらないということですが、奥沢から豊倉に変えるということで何らかの設備投資だとか、設備を変えなければならないということは、あり得るのでしょうか。

○（水道）総務課長

今の施設を利用できますので、新たな投資は必要ございません。ただ、現在、小樽の水のラベルなので、採水地が奥沢浄水場、そしてラベルの裏側においしさにかかわる水質項目ということで、5項目一覧表になっておまして、その数値が奥沢浄水場の数値でございますので、これは豊倉浄水場に変えなければいけないということで、ラベルにつきましては変えなければいけないと思っております。

○松田委員

では、ラベルを変えるだけで、そういった施設的なものは必要ないということですか。

○（水道）総務課長

ラベル以外は必要ございません。

○松田委員

ペットボトル小樽の水は、出した目的として小樽の水のおいしさを再発見してもらうとともに小樽観光や地場産品のPRなどの相乗効果を図る目的で販売されたというふう聞いております。小樽の水の販売実績というのは、どのようになっていますでしょうか。

○（水道）総務課長

平成 22 年度の販売実績ですが、11 万 9,835 本で、収支状況は約 71 万円の黒字となっております。

○松田委員

今後ともよろしくお祈りいたします。

◎トイレの水洗化について

次に、第 2 回定例会でも質問をさせていただきましたトイレの水洗化の件でございます。

実は、先日の大雨で、いまだくみ取り世帯になっている世帯から便槽に、この雨で水が入って、今にも汚水があふれそうなので、何とかしてほしいという相談が私のところに入りまして、私もどうしていいかわからなくていろいろお聞きして、生活環境部の方を通して、業者に臨時でくみ取りをしてもらって事なきを得たということもありました。聞くところによると、その方については、便槽に亀裂が入っているがために、雨が直接ではなくて、その地下水が浸透したということで、要するに今後また雨が降ればこういった状況になる可能性が大だということで、しかし直そうにも費用の捻出が大変なのだということを聞きました。

そこで、前にお尋ねしたところ、くみ取りから水洗化するのに助成制度があるということも聞きましたけれども、水洗化するための費用と助成制度の内容について、教えていただければというふうに思います。

○（水道）サービス課長

水洗トイレに関する制度、それから費用についての御質問ですが、水洗トイレなどの普及促進のために水道局では貸付制度というものがございます。それで、その概要でございますけれども、この貸付制度は、50 万円を限度に貸付制度を設けてございます。利息は、その地区が処理区域に認定されて 3 年以内に接続していただければ無利子、3 年を経過した場合については有利子ということでございます。この利子については、平成 23 年度については年利 0.5 パーセント程度でございますので、50 万円を借りますと、利子の合計は 5,200 円ほどになるかと思っております。

それから、水洗トイレに係る費用の御質問でございますけれども、これは立地する条件によっていろいろ金額は変わりますけれども、22 年度の実績を単純に件数で割り返しましたところ、約 58 万円という数字が出てございますので、大ざっぱな数字ですが、平均でいくとこの程度かということでございます。

○松田委員

現在、その貸付制度を利用している方というのは、どのぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○（水道）サービス課長

貸付制度の今までの件数のお尋ねでございますけれども、この制度が始まりましたのが昭和 45 年からでございます。平成 22 年度末の累計で 2 万 2,943 戸でございます。この数字は、水洗化した全体の戸数から見ますと、貸付けを利用された方は 36 パーセント程度ということでございます。

○松田委員

貸付けして返さなかった人はいるでしょうか。

○（水道）サービス課長

100 パーセントの回収というのは難しいのですけれども、98 パーセントとか、今ちょっと手持ちはありませんけれども、その辺の数字になろうかと思えます。

○松田委員

返さなかった人というのは、どのような人だったのですか。

○（水道）サービス課長

個人的なことになるので、なかなか答えにくいのですけれども、私どもの貸付けの条例には、償還金を払わなかったときには年率 14.5 パーセントを掛けるとか、そういうことがありますので、そういうようなことでやっているのです。当然、保証人とかを立てていただくことになっておりますので、それはそういう形の中で保証人の方に求めるというようなことも場合によってはあろうかと思えます。

○松田委員

わかりました。くみ取りということで、お金を払えない人がいるということは驚いたのですけれども、いろいろ事情があったと思えます。その方については、その貸付制度についても説明していきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎市営住宅の高齢者対策について

報告を聞いて、奥沢ダムについては、必ずお聞きいたしますが、その前に今、松田委員のほうから市営住宅の高齢者対策について、いろいろお聞きになっていらっしゃったのですけれども、基本的にはエレベーターをつけるというのはなかなか難しいということは、丁寧に説明いただきましたので、結局ソフトで対応するしかないということですね。

それで、今お聞きしたいのは、例えば 5 階に住んでいる方が 1 階とは言わないまでも、2 階でも 3 階でも低層階のほうであきが出たと、そういう場合にお知らせをして、あいたところにお移りにならないかという意向を聞いて、そういうところに順次高齢者の方に移っていただくような方法については、今まで対策としておやりになったのかどうかということをお聞きしたいのですが。

○（建設）小林主幹

いわゆる公募以外の方法として住み替えの制度がございますが、これには、例えば入居時に比べて入居者の人数に増減があったり、あるいは加齢に伴って身体上の機能が制約を受けるといったような住み替えの条件があります。

それで、住み替える場合に二つ方法がありまして、一つは登録をしていただく方法です。あきがあれば、申し込んですぐ紹介できますけれども、なかなかないということもありますので、希望の住宅があいたらお知らせして、

了解いただければそこに移るという方法です。そのほかに公募という方法の二つがございます。

○山口委員

いずれにしても対策は何もしていないということではなくて、高齢者に対して、そういう心遣いをさせていただいて、低層階、1階が一番いいのでしょうけれども、少しでも階段の上りおりに不便がないように、苦痛がないように住み替えていただくような、そういう誘導をしていただくということが基本ではないかと思しますので、このことについて配慮をしていただきたいということで、この件については終わります。

◎奥沢ダムについて

奥沢ダムですけれども、今いろいろと委員から質問をされまして、お答えも聞いていたのですけれども、ちょっと整理してみたいのですが、要するに二股沢川が、言ってみるなら奥沢川本流よりも水量が多いということですか。二股沢川の水をダム本体に入れないで、ある意味では直接勝納川のほうに流すという工事を本格的には12月から始められるということですね。今は、臨時の工事をしていると。その間、水がたまるので、国と北海道と小樽市で排水ポンプ30台を使っていわゆる強制排水しているということですね。結局、最終的には、二股沢川の水は基本的には直接、貯水池に入らないようにするということになるわけですか。

○（水道）整備推進課長

まず、整理して申し上げますと、二股沢川については、奥沢ダムに直接流入する河川でありまして、入ってくる流入量をコントロールすることができません。ですから、降雨があれば奥沢ダムに入ってくるという構造になっております。今、今週中に工事を完了させたいと申し上げたのは仮設の工事についてで、二股沢川の河川水の一部です、全量ではありません。一部をダム下流に、既存の水路がありますので、その水路に流すべく、今、工事を進めております。構造としては600ミリメートルのプラヒューム管という丸管の材料を使いまして、ダム下流にある既存の開水路に流す工事を行っております。それが今週中には完了できるという見込みでおります。

次に、抜本的な、仮設の工事にはなりますけれども、12月からの渇水期に向けて二股沢川の全量の水を勝納川に導くための工事を予定しております。それは、奥沢ダムの提体をV字カットして、二股沢川の水を勝納川へ、奥沢ダムの下流側の提体をカットすることによって導くという工事を行うことを予定しています。

○山口委員

大体わかりました。今は仮設のパイプでダム下流の既存の水路に流すようにするということですね。結局、いわゆる本格工事というか、この対策工事については、要するに提体をV字カットして、それでそこから流すようにすると。それを二股沢川の水をそういうふうに流すということですね。

先ほどお聞きする中で、ダムの満水時だと思いますけれども、42万7,000トンだったとおっしゃっていましたが、一定程度V字にしてもたまりますよね、水は。その水の量というのは、どの程度になるわけですか。水位2メートルぐらいだとさっきおっしゃっていたのですが、どのぐらいの貯水池の面積というか、今の面積がありますよね。それがどの程度縮まるのか、姿として想像できるように教えていただきたい。

○（水道）整備推進課長

今、仮設でV字カットして二股沢川の水を勝納川に導きますけれども、それでもダム貯水池内は水深1メートルから2メートルの水があって、たまった形になります。その貯水量としては、約1万トンの水になるというふうに見込んでおります。

○山口委員

1万トンとは、どの程度、要するに基本的に景観ですからね。だから、要するにあの環境がどう変わるのかが一番興味があるところです。だから、それが、42万トンから1万トンに減るわけですけれども、今、水深どのぐらいあるのですか、満水時で。今ではなくて、要するに通常時ですよ。

○（水道）整備推進課長

通常時ですね。通常時の満水位の標高というのは 124.75 メートルというのが標高でございまして、有効水深として 12.6 メートルの水深を有しています。

○山口委員

要するにちょっと水たまりができる程度になってしまうということですか。

問題は、まだ何かはっきりとお決めになっていないところがあると思うのですけれども、階段式溢流路ですよ。今、水が流れていますけれども、水道水をとるような格好にはしていないということですよ。護岸は直されたわけですよ。結局そういう工事をされた後に水をとるようなふうにすると、どの程度まで水位が上がればいいのですか。

○（水道）整備推進課長

今、水位としては、奥沢ダムには取水塔がございまして、取水塔には 3 段の取水口があります。今、上段、中段については、露出している状態でありまして、最下段については、まだ水深の中にある形にはなっております。

それで、溢流路については、勝納川の水が流れ込んでいる形になっておりますので、文献によりまして明治 40 年代に、奥沢ダムができる前に階段式溢流路から取水していたということも文献には記載されておりますので、取水としては、勝納川本流からの取水、階段式溢流路からも、技術的な検討は必要だと思いますけれども、可能な状態にはあるのかなというふうには思っております。

○山口委員

ということは、基本的に水を、今、ある意味では奥沢ダムそのものがその土木遺産というよりも、私の理解では、階段式溢流路があるので認定されたのではないかとこのところがあるのですが、そういう意味でいうとハイライトですよ。あそこから水を取っているということが、やはりある意味では小樽のブランドを形成しているということも私はあると思いますので、できれば今あるダムから取水をしてとることがだめということであれば、それこそ勝納川から今おっしゃったようにとっていきけるように、それはお金の問題もあるでしょうし、技術的な問題もあるでしょうけれども、できるだけそういうものをクリアしていただいて、水道水としてそういう取水をして、それはパーセンテージが落ちてでもいいのですよ。けれども、そういうことがなされているということを経営するというか、そういうことができるようにぜひ頑張っていただきたいというふうに思いますが、その辺の決意を水道局長のほうからお聞かせいただきたいと思いますが。

○水道局長

今、山口委員のほうから、一番のメインが階段式溢流路ではないかというお話がありました。市民の方もやはりあの景観を見て清涼感を味わうという、そういう情景も我々はよく見かけます。ほかの部分はどうなのかという部分もありますけれども、あの部分を残すということ、これが我々としても一番大きな問題ではないかというふうに思っています。先ほど来、私のほうから申し上げていますが、現状は、ダムの附帯設備であります。ダムを廃止することになると、河川法上はすべて撤去というのが建前というふうになっております。

今日も北海道局の水政課長が見えられたときに、現場で私も、この階段式溢流路は残したいのだと、ここから取水ができれば一番いいのですけどねという話もしました。そういう気持ちではいます。

ただ、建前の部分をどうするか、それから勝納川の本線をどう位置づけるか、今は取水口のゲートをとめていますから、勝納川の本線はすべて階段式溢流路を流れて下流域に行っていますけれども、そういうことが今後ともずっと位置づけられるのかどうか、この辺がポイントではないかというふうに思っています。決して簡単な仕事ではございませんけれども、その方向に向けて何とかいくように我々水道局の職員も一丸となって、そういう対応でいきたいというふうに思っております。

○山口委員

来週土木学会の方もいらっしゃるようですので、そういう方の力もかりて、国に対してそういう要望をぜひそちらのほうからもしていただけるようお願いしていただきたいと思います。

もう一つは、先ほどのダム本体のことですけれども、確かに新しい基準というか、そういうのに合わせてダムを改修するようなことが必要だというお話は聞いておりますけれども、ある意味では既存不適格で今まで来ていたのですから、そういう特殊性ですか、そういうのを若干示されて、例えば水位がこれまでのような水位にならなくてもいいけれども、ある程度、紅葉が水に映るような、そういう景観というのですか、それが保てるような、例えば V 字にカットをされるわけですけれども、そのところに水門をつけて、一定の貯水ができるようなことができないかとか、相当これは無理があると思いますけれども、それも含めて、できれば喜ぶわけですから、みんな。それで、水道局の皆さんもそうならいいと思っていられると思いますので、無理を承知でお願いしているわけですけれども、やはり四角四面に解釈すればそれはできないわけですけれども、何らかのお知恵を絞っていただいて、一定の湖面の景観も若干保てるようなことを一つでも積み上げていただくようなことも含めて、お願いをしておきたいと思います。

◎一般国道 5 号忍路防災について

次に、忍路防災です。

前にも常任委員会で取り上げましたけれども、トンネルについての事業採択は、平成 20 年になっておりますよね。これは国の事業ですから、市との関係でどうなったかわかりませんが、国のほうから市のほうにこういうふうな防災工事の形にしたいということはいつごろ話があったのか、お聞きしたいと思います。

○（建設）阿部主幹

国からの話ということですが、平成 19 年度に土砂崩れが発生して通行止めになったということで、それから検討を開発局のほうで始めておりますので、平成 20 年度事業採択後、予備設計が終わった段階で、ある程度のお話はいただいて、線形とかそういったような話ですが、そういうことでございます。

○山口委員

ということは、事業採択ということは、どういう形でこの防災事業をするかということを国で基本的に決めた後に、市のほうにこういう形でやらせていただきたいという話が来るということですか。

○（建設）阿部主幹

今回の新国道ルート決定に当たりましては、2 パターンのルートを国のほうでも検討してございまして、そういう形での提示ということもございました。

○山口委員

その 2 パターンというのは、トンネル以外のその工事も含めて出されたということですか。

○（建設）阿部主幹

海上ルートですとか、あと現道のルート、それと今回お示ししている山側のルート、大きく三つのルートについて検討がなされているということでございます。

○山口委員

それを事業採択されたその平成 20 年度というのは、その三つのパターンを出されたわけではないでしょう。事業採択というのは、トンネルで事業採択された後の例ではないですか。いつの時点で事業採択になったのですか。20 年でしょう。

○（建設）阿部主幹

はい。

○山口委員

そうですね。そのときに三つのその選択肢がありますなどということは言わないのではないですか、その前に言うのではないですか、市のほうに相談もあるのだから。

○（建設）阿部主幹

事業採択という後に、やはり予備設計等を検討しなければならないというその順番でいいますと、事業採択後の検討ということに、3ルート、複数のルートの検討ということになると思います。

○山口委員

よくわからないけれども、要するに三つのパターンで、費用についても事業採択の一定の概算で出しますよね。予算が通らなかつたら事業なんか採択しないのではないですか。防災事業としてはやるぞということで、もう事業採択をしてきて、それをどうするかという検討になるわけですか、国のほうは。そういう順番ですか。

○（建設）阿部主幹

まず事業採択ということですから、委員のおっしゃるとおりでございますけれども、そのルートについては、やはり事業化されてからの検討ということになるのではないかと思います。

○山口委員

わかりました。手順については何かすごくイレギュラーだけれども、基本的にやることだけを決めておいて、いわゆる予算も基本的に大づかみでやっているわけですよね。それで結局その3案を国のほうから提示をされて、その3案についてどういうふうに、これは検討の手順ですね、説明会とかされるわけですが、地元の方々に基本的にはどういうルートを選択するのかということの説明会をやるということですよね。これはいつやられるのですか。前にも説明がちょっとありましたけれども。

○（建設）阿部主幹

ルートの説明につきましては、実は説明会自体は、平成 21 年度から開始をしております。21 年度の中で、いろいろと地元の意見をお聞きしながら、ルートを提示しながら一番住民の方が納得できるルートというのと、役所側でこれがいいのではないかとということ、すり合わせみたいなこともやって、今回のルートに至っているということでございます。

○山口委員

基本的に議会に報告がされたのは、前回、図面等もいただいて、説明会の説明をいただいたわけですよね。これでたしか平成 22 年度に常任委員会のほうに出されましたよね。結局そのときには、もうルート決まっているわけですよね。我々としては、ある意味で論議に参加できないのです。でも、前回のとき申し上げたのは、確かにその海上案と現行の改修案とトンネル案だと聞いていたのです。それで、費用対効果も考えて、そういうことを決められたというふうに、それだけではないと思いますけれども、そんな説明を受けました。

私は申し上げたのは要するに、まあ確かに、いわゆる防災は必要ですよね。急峻で、もろい山肌で、それだけ崩れるということですよね。ですから、短絡的にトンネルとなったと思うのですが、私は、あそこは景勝地ですから、古平へ行く途中も、みんな景勝地でしたが、全部トンネルにしてみましたけれども、そういう安易なことではないのかということを上げたつもりです。なぜトンネルにする必要があるのかというのが、いまだによくわかりません、正直言って。全部詳細に検討された上でやられているようには思えないのです。私は、この国道には迂回路もあるのです。フルーツ街道という。だから、あの国道については、全面通行止めの一部して、それで例えば山肌の斜面を緩やかにするような工事をやれば、トンネルなどというのは、ほとんど大手の業者がやっけてしまからね。要するに、小樽市の業者が参入するような余地がないわけですよ。そういう面からいっても、ある意味では防災工事を時間がかかっても斜面の勾配を緩くして地盤を固めて、今、覆道にしたり、いろいろやっていますが、そういう応急処置ではなくて、恒久的に山肌を改修するような工事をやっていく中で、現況の道路を確

保していくということのほうが、地元からいったら経済効果は高いし、なおかつ忍路の景観を守れるし、忍路の価値をある意味ではさらに高めるようなことになるのではないかというふうに私は思って、そういう質問をしたのです。

もし、このことが国から提示されて、事業採択になった段階で私どものほうに提示をしていただいて、議会としてはどういうふうにかえるのかということをお願いできれば、今のような議論も含めて国のほうに伝わってきますよね。国の工事で、うちの負担はないから、国がやられるのだからうちは事務手続をやっていればいいのだという話ではないと思うのです、こういうことは。

だから、これは今回のことについては、とやかくもう言いません。しかし、今後、国がやられる工事、事業、すべてとは言いませんが、その辺は事務方の裁量でいいと思いますけれども、これは1回ちょっと市民的な議論もしたほうがいいのではないかということについては、ぜひともっと早い段階で、こういう問題については、議会としてはどう考えられるのかと。要するに住民の意見聴取されるようなこと、そういう事業については、これは少なくとも議会に対してもお知らせいただいて、議論をさせていただきたいと思うのですけれども、今後こういうことに対する対応については、どういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長

山口委員からは、昨年度のこの常任委員会でもいろいろお話があって、忍路は本市にとって重要な景勝地の一つだという認識は持っています。

ただ、一つは、昨今の公共事業のコストという観点もございまして、その観点というのは、公共事業に幾らお金をかけてもいいということではなくて、やはりコスト削減の観点と、それからもう一方では、ここでいうと忍路の価値といたしまして、小樽の持っている価値をそのまま残すということの両てんびんになるわけでございまして、今回については、公共事業のコスト削減という中では、トンネル案が採用されてルートが決まったというふうに理解をしております。

それと、今後どんな形で議会の意思を反映していくかという点は、すべての工事について、議会の御意見を伺うということにもならないと思っておりますけれども、議会の御意見を伺う工事の選択も含めて、今後、開発局や道とも協議をしていきたいというふうには思っております。

○山口委員

いずれにしても、そのコストをどのように比較されたのかという資料がありませんから、私どもは議論できませんが、素人考えで申しわけないですけれども、あそこについては全面的にあの距離を、例えば斜面を緩くする工事を全部やる必要はないと思うのです。いわゆる覆道になっているところや、今、落石さくを敷設しているといったところなどは必要だと思いますけれども、その部分について、例えばこういう勾配に直すような土木工事をやるのだと、そういう落石防止みたいな、そういう工事をやった場合に恒久的にみてどうなるのかというのを含めて試算していただかないと我々も議論できませんから。その辺のことも本当にしっかりと検証されて、比較検討をされたということが説明されない限り、これはおかしいことになりますから。トンネルだけが安いなどと言われても、私は海上案などというのはもう全然論外だと思いますけれども、少なくともいわゆる既存の道路の改修とトンネルとどう違うのか、どこまで検討されたのか、また対象区域も例えばどこを改修した場合にこれだけの費用がかかると、範囲をこれだけ定めればこれだけになるということですよ。そういう総合的な評価を出して、住民がその中で捨選択をすると、これは議会でもすけれども、これが本筋だと思うのです。その説明を懇切丁寧にやっていたら説明責任というのが、私はあると思うのですよ。

特に私が申し上げたいのは、国や道の工事で、市に費用負担が発生しないものについては、もうどんどんやりなさいということではないと思うのです。例えば河川改修なども含めて、今、結構、河川の洪水対策等がなされていますが、ほとんど北海道管理の河川ですから道がやりますよね。それについても、例えばもっとこういう方法があ

るのではないかとというのがいっぱいあります。もうすべて、ブロックで両側面を埋めて、中にブルドーザを入れて工事をやっていますよ。自然河川に近い形でやるところも今あるのですけれども、ほとんどそういう配慮はされていません。

だから、そういうものも含めて、やはり市の財産ですから。管理は道であったとしても、国であったとしても本市の住民が使うものが主ですし、やはり市としてしっかりした主張を持って対応していただきたいと。事業主体がどこであれ、考え方を、やはり我々としてはこうしてほしいということは、意思を持って伝えていただきたいというふうに思います。

そういうことで、我々のほうでもそういうことで、これはこうしてほしいというのであれば、議会のほうからも要請しますから、我々のほうにも相談をしてほしいと思います。これは今の問題から派生して、もう全般的な話ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

◎旧国鉄手宮線について

次は、ずっと引き続いてやっていますけれども、旧国鉄手宮線です。

前回、代表質問で質問させていただいて、平成 26 年度をめどに土地開発公社から市が取得をすとお決りになったことを伺いましたし、その後、沿線の再生について、どのように今後どういう事業を絡めておやりになるのかというのも大変大事だと思うのですけれども、いずれにしても私が申し上げているのは、あそこは新たな観光資源として十分に有用な地域ではありませんかということです。ただし、歴史的な景観があそこにはありませんから、いかに小樽のまちの景観にふさわしい新たな景観を創出するかということが課題ですねという共通認識はよろしいですね。これは確認しておきたいと思います。それで、どういうふうなことを実現するかということが、これから課題です。費用の問題もあります。国の制度資金の問題もあります。26 年を目標にされたわけですから、これからの手順について、ある程度今の段階でどういう手順で進められようとしていらっしゃるのか、お答えできる範囲で結構ですから教えていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

まず本線の整備について、ちょっと説明させていただきますが、先ほどおっしゃったように、平成 19 年に土地開発公社が買った土地を 24 年に買い戻すということで、現在、補助事業の制度の調整をしています。従前、国の補助事業というのはほぼ別々に単独であったのですけれども、今、22 年から社会資本整備総合交付金に統合されています。その中でもいろいろなメニューがございまして、一番どれが小樽市に有利かということで検討いたしまして、公園事業の中の効果促進事業というのが最もいいということで、それを何とか基本に進めていきたいということで北海道と調整して、今後、国に要望していきたいと思います。スケジュールとしては、24 年に用地の買戻し、25、26、27 年に本線の施設整備を行っていくということで考えています。

それで、沿線については、今申しましたように 24 年に土地の買戻しをして、本線につきましては、26 年に設計して整備をしていきますが、それに合わせまして、どういったことができるか、今までも沿線の文学館・美術館の向かいの廃屋等、非常に問題だということを言われていまして、我々もいろいろ検討を進めていますが、特効薬というのは今のところありません。それで、どうしていいかというのをもう少し時間をかけて調整して検討していきたいというふうに考えています。

○山口委員

繰り返しませんが、社会資本整備総合交付金の事業は、業者だけで整備をするようなことではなくて、私はボランティアも入れたような住民参加型の事業でやっていただきたいと思っています。そうすることが逆にあその歴史資源として認知され、価値を高めることにつながっていくということですよ。広告宣伝費をかけなくとも、宣伝ができるということですから。鉄道ファンも大勢いらっしゃるわけですし、そういう方にも呼びかけてぜひやりたい。ただし、だれがそのハンドリングをするのか。そういう意味で、私は建設部だけでは無理ではないかと思っ

ています。若手有志も含めて、これは建設部を含むこの委員会だけで言うてもしょうがないと思いますけれども、やはり市長部局が旗振り役になって、市の若手も入れて部局横断的に、議員も入って、それでスキームをつくってそれを実行するようなことをぜひやっていただきたいというふうに思います。市長も、ここにいらっしやいませんけれども、住民参加型の事業については、住民と協働してやっていくのだという意味を示していらっしやいますから、ぜひそういうことのお手本になるような事業にさせていただきたいと思いますので、それを念頭に置いて事業化を進めていただきたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

報告について何点かお尋ねします。

◎除雪計画について

まず、除雪計画なのですけれども、大体ほかの委員が質問されていたので、1点だけ私のほうから提案させていただきたいことからやります。パトロールでいろいろと苦情があったところに行ったり、回って強化して対応したということだったので、今せっかく携帯電話が普及していますので、携帯電話で写真を撮って、それを市にメールして、こういうところの雪が大変だとか、そういう情報を逆に市のほうから求める姿勢はできないのかと思っているのです。

というのは、苦情を受けるという体制だと、今までどおりだし、また苦情を言わなければいけないとか、苦情を言った後、またパトロールに回ってこないというふうになってしまうので、逆にホームページか何かで皆さんの雪対策についての御要望を受けます、メールでどんどん送ってください、こちらで判断して必要なところはどんどんやっていきますというような対応をすれば、市民感情としては、市のほうも積極的に私たちの雪対策をやってくれていると思えるのではないかと思いますので、写真付きのメールで雪の要望を受けるといったことはいかがお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ちょっと検討させていただきますけれども、ただ、今でもたくさんの苦情が寄せられているのに、1件1件メールを見て対応できるのかといたら、それは逆に後回しになる場合もあるので、すぐに答えられませんけれども、ただ今はインターネットの時代ですので、何らかの方法で、早く対応できる方法といたしますか、そういう意味では、ちょっと検討する余地もあるかと思います。

○安斎委員

私も今年初当選させていただいて、私の住んでいる石山町がどれぐらいその除雪の要望が私のところに来るかわかりませんが、インターネットを使わなくても雪対策課長のほうに直接お電話して対応していただけるようにと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎奥沢水源地について

あと、奥沢水源地に関して、先ほど新谷委員と鈴木委員のほうからもありました予算についてですが、仮設の水路ではなくて、その後のV字でやるという工事の予算なのですが、1億数千万円かかるので、今年度の配水管工事などを来年度に繰り延べてやるということだったので、私としては、一般会計に、市民の要望があるから、今まで貸してやっていたのだからちょっと貸してくれというようなお願いができないかと思うのですが、その点お聞かせいただければと思います。

○水道局長

一般会計にお願いすることも今後出てくるかもわかりません。それは今後の話として、まず水道局でできること

は、水道局でまずやると。それで、これから今後いろいろなことをやらなければならないのがたくさん出てきますから、その中ではオール小樽、水道局だけではなくて、オール小樽で協力を求めるという形になろうかと思っておりますので、そのときをお願いしていきたいと思います。

○安齋委員

先ほど鈴木委員も御指摘されていましたが、水道の関係の業者もその予算を見ていろいろ今年度の事業計画などを立てていますから、なるべくその民間業者に落とせる分は落として、どちらもウイン・ウインでやれるようにしてもらいたいと思います。こちらは要望で終わらせてもらいます。

◎空き家・空き地バンクについて

次に、空き家・空き地バンクについてですけれども、まずいろいろと調べたのですが、平成 21 年度にスタートして、今、登録件数が 3 件、これまでの成約件数が 5 件という数字なのです。私はこれだけの数字を見ると低調で、あまりうまくいっていないなと思います。

それで、空き家を有効活用してまちなか居住を目指すという取組なのですが、まだ成約が 5 件だけという状況では、まだまだ空き家・空き地バンクの提供情報量が少ないと感じています。まず、市として現状の認識をどのように思われているかお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家・空き地バンクについては、委員のおっしゃるとおり登録件数が少ないというのは現状認識しております。そういったことで、本年 4 月から何とかその登録件数を増やせないかということで、いろいろな施策を講じています。一つ目としましては、登録条件の築年数をこれまでの 20 年から 40 年に緩和、二つ目としましては、民間不動産会社になお協力の依頼を要請、三つ目としましては、市民に対する周知活動、四つ目としましては、先進都市の事例を、今、収集中です。

なお、一つ目の築年数の緩和ですが、実際に 20 年から 40 年に緩和した場合、平成 20 年、21 年に空き家の調査をした中では 194 件、そういった物件がありました。その 194 件を現地調査して、現地調査した結果、要・不要の判断をして、その結果、良好なものに対しては、建物の登記簿謄本をとって所有者を確認して、それから今度その本籍地を照会して、現住所を探して、そこで連絡をとります。そういった中で、現時点で 52 件の人たちに連絡をとるようになっていきます。郵送が 33 件、電話交渉が 12 件、そういった中で今やっていますが、いまだに登録の成果が見いだせない、そういった状況になっています。

○安齋委員

なぜ登録の成果が少ないと考えていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

明確な理由はちょっと定かではないのですが、我々が実際に交渉した中では、所有者の多くの方が売るという意思がなかったということがあります。例えば子供も自分もまだ市外にいるけれども、今後、小樽に住むということで、そういう将来的に活用することを考えているから売る意思がないといったこともありました。

2 点目には、売る意思がある方については今度、大手不動産会社がもう専属契約をしまして、こういう場合は市が入り込む余地がないということがあります。小樽ぐらいの大きさの都市になりますと、不動産会社が結構きめ細かに入り込んでいて、なかなか市が介入できないということもあります。そういったことが重なり合って、なかなか成果が上げられないのではないかとこのように考えております。

○安齋委員

この制度を始める前にも、たぶんそういったことは予測されていたのだと思うのです。そんなことを言っていたって、せっかく空き家バンクの制度を始めたので、今後、成果を出していかなければいけないとは思いますが、では、その入り込めない余地のある物件以外にどういふふうにか空き家の物件登録数を増やしていこうと考えている

のでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほど、平成 20 年、21 年のデータというのは、ほぼ不動産会社が手をつけていない空き家ということになっていきますので、それについては、現在の郵送した物件の結果待ちということになっていきますので、それはちょっと状況の推移を見ていきたいと思えます。

また、他都市の例を、今 10 何都市ぐらいに照会して幾つか返ってきていますけれども、ほかの都市でどういった形で成功しているのかというその辺の調査をして、参考にしていきたいということも考えています。ただ、現在作業中なのでありますけれども、やはりこの制度はなかなかちょっと活性化するのに実感としては苦慮しているというところが現状です。

○安齋委員

この前、第 6 次小樽市総合計画を見ると、65 ページの（４）まちなか居住の推進のところ、「利便性の高いまちなかにおける民間住宅の整備、促進を誘導し、まちなか居住の推進に努めます」ということで書いてあるのですが、やはりこの前ちらっと職員の方からお話を伺ったのですけれども、では一体この計画を掲げてから何人まちなかに居住しているのかと聞くと、もうすごく少ない状況だったと認識しています。

それで、このまま続けていても、空き家・空き地バンクが軌道に乗るのがなかなか難しいのではないかと思います。ちょっとまだインターネットで調べただけなのですけれども、また別の視点から空き家を有効活用するというので、私としては、空き家になっている民間住宅を市が借り上げて、そして市営住宅として供給する借り上げ制度というのはいかがかと思っておりました。というのは、最近私も市議会議員にならせていただいてから友人が、市議会議員なのだから市営住宅入れさせろというような要望が結構いただいているのですけれども、やはりいろいろと話をしていると、あいていなかったり、場所、立地が悪かったりとかして、なかなかその要望にこたえられない状況が多くありました。それで、若い人も、やはり小樽に仕事があって小樽に住みたいという人も多いのですけれども、民間の家賃だとすごく高いのですよね、やはりその所得にすると。ですので、住宅に困窮するそういった低所得者に適切な住宅を提供するという取組として、借り上げ制度を導入してはどうかと思っておりますが、この点について、御見解をお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

民間住宅を市営住宅として借り上げることはできないのかといった御質問ですけれども、この制度につきましては、過去にもいろいろと検討した経過がございます。その中で、いろいろな問題点が見えてきたということもありまして、現時点では制度の導入には至っていないというのが現状でございます。

ただ、委員からお話がありましたように、実際、他市でそういった事例もあるということですので、そういったところも、借り上げるための条件と、何でもかんでも借りるということではたぶんないと思えますので、そういった条件で借り上げをしているのかですとか、そういったものを具体的な条件などについて、今後調査していきたいというふうに思っております。そういう形で進めていきたいと思えます。

○安齋委員

先ほど質問をさせていただきましたけれども、この借り上げ制度に対しては、三重県亀山市が結構先進的に取り組んでおります。借り上げる家賃に対して入居者負担が半分、残りの半分以上を国と市で割るというように少し市の負担も少なく済むのではないのかという感じもしますけれども、今後そういった他都市の事例を見て調査していただきたいと思えます。

◎倒壊危険家屋の雪対策について

その空き家に関連して、今後これから雪の時期になってきて、空き家の上に雪が積もって倒壊する危険があるのかというような苦情も出てくるかと思うのですけれども、私の住んでいる石山町の地区では、昨年でたしか 2 件ぐ

らい雪で倒壊した例があります。まず、小樽市内で、昨年度、空き家が雪の重みで倒壊したとか、雪によって半壊したという事例が何件あって、どういう状況になっているかをお知らせいただきたいのですが。

○（建設）建築指導課長

雪の問題でございますけれども、昨年といいますか、今までに雪の重みで倒壊したという空き家につきましては、3 件ございます。それと昨年度につきましては、こういった落雪に関する苦情というのが、全部で 63 件ございます。これは雪の重みで倒壊したとかというのではなくて、落雪に関してのそういった苦情でございます。

○安齋委員

事前に伺っておけばよかったですけれども、この昨年度の 63 件というのは、例年と比較して多いのか少ないのか、ちょっとお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

昨年度 63 件ということでございますけれども、その前の年に比べると 14 件ほど増えているということで、かなり昨年度は多かったというふうに考えてございます。

○安齋委員

14 件増えているということですが、その原因の調査とか、今後の取組、どういうふうにその問題を解決するよう考えているか教えてください。

○（建設）建築指導課長

空き家のそういった危険な建物についての取扱いということでございますけれども、建物の維持・管理につきましては、所有者の、個人の財産でございますので、個人の責任において維持・管理をしていくというのが基本原則でございます。したがって、うちの指導の仕方としましては、あくまで所有者がいれば、市内に例えば所有者がいれば、そういう方と面談して指導していくということもありますし、また市外にいる場合には、文書でそういった形で指導している状況でございます。

○安齋委員

民間の所有財産だから、なかなか行政としては打つ手がないということなのでしょうけれども、そういうことを言っていたってやはり町会から苦情が来ていて、その次の日に倒れた、そしてその苦情を言っていた人の家がまたその影響で壊れてしまったとかということも予測できなくはないと思うのです。

それで、ちょっともしできるのであれば、市内のボランティア団体とか、何か除雪に取り組んでいる人たちに屋根の雪おろしを依頼するとか、そういったことはできないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

基本的には、あくまでその建物の所有というのは個人の財産でございますので、所有者がいない建物について、そこに行って除雪をするとかというのは、なかなか難しいのではないかとこのふうには感じております。

○安齋委員

いない間にやるということではなくて、何か電話連絡した上で対応するということはどうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

基本的には、その所有者がいれば了解をとって雪おろしをするとか、そういった行動はできると思うのですが、いない場合についてはなかなか難しいのではないかとこの感じがしております。

○安齋委員

いない場合は、そうすると、もうずっとこの先、その娘や息子がいない場合は、そのまま放置されるということになるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

所有者がいる場合には、そういった形での指導はできるのですが、いない場合については、例えば亡くな

っている場合、また相手方がもういなくなっている場合、相続されている方、こういった形でいくわけですがけれども、相続関係を戸籍謄本から調べまして、だれが所有しているのかという部分を追跡しまして、そういった方に文書でお願いしたり、面会したり、そういったことで指導している状況でございます。

○安齋委員

いや、それはわかるのですけれども、本当にいない場合はどういうふうになるのでしょうか。もうそのまま放置して、雪も、落雪したらそのままにするのかとか、何かいろいろ問題が出てきてしまうと思うのですけれども、そこをお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

大変難しい話だと思うのですけれども、そういった状況も我々経験しております、そういった状況になりましたら、例えば屋根から道路に雪が落ちそうだとか、隣に雪が落ちそうだとか、壊れそうだとかという状況になったら、うちとしましては、消防部局などと連携しながら、例えば雪の落ちそうな場合については、看板を設置したりロープを張ったりして、皆さんが通る部分において管理しているという状況が現実でございます。

○安齋委員

わかりました。では、石山町では3軒くらいありますので、ぜひ、後日、場所等連絡させて、そういうような御対応をいただけるようにしてもらいます。

報告について、いろいろ伺おうと思っていたのですけれども、皆さんいろいろと御質問されていたので、私の質問は今日はこれで終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 28 分

再開 午後 4 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、「小樽市住宅リフォーム助成条例案の提案について」であります。

本条例案を提案するに至った経過について私から報告をいたします。

このたび当委員会として、小樽市住宅リフォーム助成条例案について、別紙お手元に配付のとおり提出する運びとなりました。

当委員会では、前任期であります昨年 9 月に行われました当委員会の理事会において、住宅リフォーム助成について研究・検討すべきであると全会一致で決定し、「住宅リフォーム助成制度に関する勉強会」を設置し、昨年 11 月から、この間、改選も挟み、7 回にわたる勉強会を行ってまいりました。

まず、第 1 回から第 4 回までの勉強会についてであります、担当理事者の協力を得て、また各委員が資料を持ち寄りながらリフォーム全般及びエコリフォームに対する助成を行っている先進地の実施例について認識を深め、制度の必要性や内容、提出時期等について協議するとともに、改選後の委員会に対し、勉強会を継続するよう求める引継ぎ書を作成いたしました。

改選期後に行われた当委員会理事会においては、引継ぎ書の内容を受け入れ、引き続き勉強会の開催を決定したところであります。

第 5 回勉強会においては、これまでの協議内容を踏まえ、新しい委員の下で今後の考え方について協議いたしました。

また、本年 8 月には、委員会として道内の先進地である岩見沢市や滝川市に赴き、同制度の視察を通じ、効果や問題点について研究してきたところであります。

第 6 回、第 7 回の勉強会においては、今定例会での条例提案に向け、委員長作成の素案を基に内容を精査した上、条例案の文案の決定に至りました。

これまで勉強会において、ともに取り組んでくださいました建築住宅課の前課長、現課長、また関係職員の皆様に対し、この場をおかりして御協力を感謝申し上げ、報告といたします。

それでは、ただいま報告いたしました小樽市住宅リフォーム助成条例案の提案について採決いたします。

お諮りいたします。

別紙お手元に配付のとおり、当委員会として同条例案を本会議に提案することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

なお、この条例案は、本会議最終日の 9 月 26 日に議長に対し、提出することといたします。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。